

1. 議事日程第1号

(平成20年第3回大口町議会定例会)

平成20年3月4日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(提案説明)
日程第5 議員提出議案第1号 大口町議会会議規則の一部改正について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎭	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進

政策調整室 参事兼 政策調整課長	大 森 滋	総務部参事 兼情報課長	小 島 幹 久
健康福祉部長	水 野 正 利	環境建設部長	近 藤 則 義
環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉 本 勝 広	会計管理者	前 田 守 文
教育部長	鈴 木 宗 幸	教育部参事	野 田 敏 秋
教育部参事兼 生涯学習課長	三 輪 恒 久	行政課長	近 藤 孝 文
企画財政課長	近 藤 勝 重	税務課長	松 浦 文 雄
生活課長	村 田 貞 俊	福祉課長	馬 場 輝 彦
こども課長	鈴 木 一 夫	保育長	稲 垣 朝 子
保険年金課長	吉 田 治 則	地域振興課長	星 野 健 一
健康課長	河 合 俊 英	建設課長	野 田 透
都市開発課長	近 藤 定 昭	下水道課長	前 田 正 徳
監査委員 事務局長	掛 布 賢 治	学校教育課長	江 口 利 光

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近 藤 登	議会事務局 次長	佐 藤 幹 広
--------	-------	-------------	---------

開会及び開議の宣告

議長（宇野昌康君） ただいまから平成20年第3回大口町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（宇野昌康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番 柘植満君、4番 岡孝夫君を指名いたします。

会期の決定について

議長（宇野昌康君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より3月21日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの18日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（宇野昌康君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成19年度第2回定例（定期）監査及び行政監査の結果について、例月出納検査結果の1月分について、並びに平成19年度財政援助団体監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付をいたします。

次に、日本熊森協会会長 森山まり子氏より、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情書が提出をされましたので、所管の環境建設常任委員会へ、共済の今日と未来を考える懇話会あいち代表 小林武氏より、自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書の採択を求める陳情書が提出をされましたので、所管の健康福祉常任委員会へ送付し、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により

出席を求めておりますので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第5号から議案第28号までについて（提案説明）

議長（宇野昌康君） 日程第4、議案第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

最初に、町長から平成20年度施政方針を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、施政方針を述べさせていただきます。

「地方が主役」「住民が主役」の時代が到来しました。

昨年5月、国の地方分権改革推進委員会は、今後の地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方を明らかにしました。そこでは、地方の活力なくして国の活力はないと、住民に最も身近な基礎自治体が住民ニーズや地域特性を踏まえて、さまざまな行政分野で独自性のある施策を展開し、自立した強い地方を創出することで、地方が主役の国づくりに取り組んでいく必要性が述べられています。この「強い地方」の創出は、第6次大口町総合計画を初めとする、これまで大口町が目指してきました自治の姿と軌を一にするものであります。今後も、財政基盤の強化、効率的な行政運営、地域の課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、財政基盤を強化する取り組みとしては、歳入の確保と歳出の合理化・効率化を目指す中で、住民の皆様にも受益に応じた負担を求めながら、国に依存しない自立した持続可能な財政基盤づくりに努めてまいります。大口町は、平成19年度におきましても町内企業の好調な業績に支えられ、法人町民税については約20億円という過去最高の税額になる見通しとなっております。しかし、世界経済は、より困難で不確実な環境に直面していると言われる経済状況の中で、今後、大口町では、北小学校の北部中学校への移転、南小学校及び西小学校の耐震補強工事、保育園の整備等、大規模で継続的な投資が必要となってまいります。このための財源確保を目的に、平成20年度において基金への積み立てとして2億2,600万円を計上いたしました。

平成20年度当初予算の編成に当たっては、集中改革プランに基づく選択と集中を念頭に予算の編成に取り組み、歳出については既存の事務事業の見直しを図るとともに、施設運営の効率性や利便性の向上を目的に、大口町では2例目となる健康文化センターへの指定管理者制度の導入を図ってまいりたいと考えております。一方、歳入の確保に関しましては、地域産業の活性化・振興を図ることを目的としたホームページ等への有料広告の掲載、あるいは将来自立し

た運営を行うための財源確保を目的としたコミュニティバスへの有料広告の掲載などにも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。さらには、基金の一部を活用した国債に対する資金運用も積極的に実施し、新たな財源の確保に努めてまいります。

次に、効率的な行政運営のための取り組みにつきましては、第6次大口町総合計画に示しました「財政改革」「組織改革」「意識改革」の三つの改革を通じて、その実現を図ってまいりたいと考えております。このため、目標を持った予算の編成、目標管理による施策の推進、こうしたことを前提とした人事評価制度の導入を行うことで三つの改革を推進し、効率的な行政運営、さらには行政経営の実現を図ってまいります。

続きまして、地域の課題解決のための施策についてであります。

最初に、全町農業公園構想についてであります。平成20年度に老人福祉センターに整備を予定いたしております「いこい工房」での地元産の小麦を使ったパンの製造と、そのパンを利用した給食の実施を目指す地産地消の取り組みについて、構想の主要事業の一つとして位置づけるよう小麦栽培の基盤整備、事業費の助成等の仕組みを工夫してまいります。

次に、住民の参画と参加のまちづくりについてであります。

住民活動が活発な大口町の未来を創造する原動力は住民の力であり、平成20年度は町民参加条例の制定を初め、Oh-!TOWNおおぐち構想等の促進を図り、活動の拠点としての支援センターの整備、あるいはまちづくり道具箱整備事業を通じた協働事業の一層の推進等、住民が主役となるための地域基盤の強化に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

3番目のサイバータウン構想につきましては、新たに庁舎内における事務情報のデジタル化を図り、より多くの町民に情報を提供できる基盤整備の構築などに取り組んでまいります。

続きまして、安全・安心のまちづくりについてであります。

大口町内の犯罪発生件数は、平成19年においても引き続き減少し、平成15年の約半数の発生件数となっております。今後も、住民の皆様との協働により一層の犯罪防止に取り組むとともに、平成20年度は緊急地震速報を防災行政無線により、リアルタイムで町民に周知できるシステムを導入するとともに、各小学校や役場庁舎の耐震整備を促進してまいります。

5番目は、生涯学習構想についてであります。その中核とも言うべき大口中学校が、皆様の御協力により、この4月に開校を迎えることとなり、平成20年度はこの施設にふさわしいソフト事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、これらの施策とは別に、急激な少子化が進行する中、子育て中の保護者を支援するため、中学生までの医療費の無料化を初め、病児・病後児保育の委託を行ってまいります。さらには、まちの環境保全と資源の有効利用を目的に、平成16年度対比、可燃ごみの20%減量に向けた取り組みを本格化させ、この目標達成のために努力をしてまいりたいと考えております。

こうした施策の推進を中心とした平成20年度における一般会計の予算規模は77億8,000万円、対前年度比23%、23億3,000万円の減額、特別会計では38億4,378万円、対前年度比23.9%、12億982万円の減額となり、総額では116億2,378万円、対前年度比23.3%、35億3,982万円の減額となっております。一般会計の予算規模が前年度と比較し、大幅な減額となった理由といたしましては、平成19年度に大口中学校建設事業に係る経費として約34億円が計上されていたことによるものであります。また、特別会計の大幅な減額の理由につきましては、老人保健制度が新たに後期高齢者医療制度に移行することに伴うものであります。

地方分権の流れは、今後ますます強くなるものと予想される中、持続できる明日の大口町を築くために、今後とも一層の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、施政方針といたします。

議長（宇野昌康君） ここで暫時休憩します。

（午前 9時57分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前 9時59分）

議長（宇野昌康君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 議長さんのお許しをいただきましたので、平成20年第3回大口町議会定例会に上程させていただきました議案の提案説明をさせていただきます。

議案第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、制定をお願いするものであります。

次に、議案第6号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたこと及び国家公務員に準じた給与の支給を実施することに伴い、改正するものであります。

次に、議案第7号 大口町学習等共同利用施設並びに大口町公民館分館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。国土調査事業の認証及び土地改良事業の換地処分にあわせて施行した字区域及び名称の変更等に伴い、改正するものであります。

次に、議案第8号 大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部改正についてであります。大口北部中学校を廃校することに伴い、改正するものであります。

次に、議案第9号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてであり

ます。健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正するものであります。

次に、議案第10号 大口町後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。後期高齢者医療の事務及び普通徴収に係る保険料の納期等を定めることに伴い、制定するものであります。

次に、議案第11号 大口町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。介護保険料が大幅に上昇する者に対する激変緩和措置を平成20年度も引き続き講じることに伴い、改正するものであります。

次に、議案第12号 大口町町営住宅条例の一部改正についてであります。町営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩確保をするための整備に伴い、改正するものであります。

次に、議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出それぞれ2億5,742万7,000円を減額し、総額108億9,145万9,000円とするものであります。

次に、議案第14号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。財源補正をするものであります。

次に、議案第15号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ933万5,000円を減額し、総額19億306万7,000円とするものであります。

次に、議案第16号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ950万円を減額し、総額9億8,000万5,000円とするものであります。

次に、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算についてであります。昨年度より23億3,000万円減の総額77億8,000万円とするものであります。

次に、議案第18号 平成20年度大口町土地取得特別会計予算についてであります。昨年度と同額の総額2,000円とするものであります。

次に、議案第19号 平成20年度大口町介護保険特別会計予算についてであります。昨年度より8,802万4,000円増の総額8億6,076万1,000円とするものであります。

次に、議案第20号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計予算についてであります。昨年度より1億8,661万円減の総額17億2,824万円とするものであります。

次に、議案第21号 平成20年度大口町老人保健特別会計予算についてであります。昨年度より12億438万4,000円減の総額1億4,561万6,000円とするものであります。

次に、議案第22号 平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本年度新設の特別会計で総額1億5,755万2,000円とするものであります。

次に、議案第23号 平成20年度大口町国際交流事業特別会計予算についてであります。昨年度より152万8,000円増の総額203万7,000円とするものであります。

次に、議案第24号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計予算についてであります。昨年度より6,415万3,000円減の総額9億2,447万8,000円とするものであります。

次に、議案第25号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算についてであります。昨年度より166万8,000円減の総額2,403万1,000円とするものであります。

次に、議案第26号 平成20年度大口町社育英事業特別会計予算についてであります。昨年度より11万円減の総額107万円とするものであります。

次に、議案第27号 大口町道路線の認定についてであります。町道路線の整備に伴い、認定するものであります。

最後に、議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。固定資産評価審査委員会委員 石原國彦氏の任期が本年5月6日に満了となることから、丹羽郡大口町中小口三丁目102番地1、昭和42年10月30日生まれ、佐藤友泰氏にお願いするものであります。このことにつきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、佐藤友泰氏の略歴書を添付させていただきましたので、よろしく申し上げます。

以上、24議案についての提案説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宇野昌康君） 続いて議案第5号及び議案第6号について、総務部長、説明を願います。政策調整室長兼総務部長（森 進君） 議長さんの指名をいただきましたので、議案第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第6号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

まず、議案第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

今回の本条例の制定は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学の始期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務制度を導入した地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年5月16日に公布、同年8月1日に施行されたことに伴い、関係する条例、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を第1条とし、大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を第2条、及

び大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正を第3条として一度に改正するために、新たな条例を制定することによって行うものであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

内容につきましては、14ページ以降、新旧対照表をお開きください。

まず、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

第2条では、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間の規定を追加し、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の導入に伴う再任用短時間勤務職員の定義を改正しまして、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を規定する改正であります。

15ページをお願いします。

第3条では、育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りについて規定をするものであります。

第4条では、特別の形態によって勤務する育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の週休日について規定をするものです。

16ページをお願いします。

第8条では、育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に時間外勤務を命ずることができる場合を公務の運営に著しい支障がある場合として規則で定める場合に限定をするものであります。

第12条では、育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数を規定するものであります。

17ページをお願いします。

次に、大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

まず目次として、地方公務員の育児休業等に関する法律において、一定の事項の規定を条例に委任しており、その事項等を追加するものであります。

第1条では、育児休業法が条例に委任しておる条等を追加し、育児短時間勤務制度等の導入に伴い、相当数の条文が加わることとなったため、枝番号となっていた条番号の整理もあわせて行うものであります。

第2条では、国家公務員における改正に準じて主語を明確にするなど、第6号の整備を行うものであります。

第3条では、新たに加わる第10条の規定との均衡のため文言を統一しまして、条文中に主語を挿入し、明確にしたものであります。

さらに第3号では、国家公務員制度において、人事院規則の改正が行われたことを踏まえ追

加したもので、負傷等により子を養育することができなくなった職員が育児休業の承認を取り消された後、当該負傷から回復した場合も再度の育児休業取得の特別の事情としたもので、育児短時間勤務制度においても同様の規定を置いております。

18ページをお願いします。

第4号は、両親が交代で育児休業を取得することができる旨を規定したもので、平成13年の育児休業の対象となる子の年齢の引き下げに伴って措置されたもので、育児短時間勤務制度の導入に伴い、両親が交代で子を養育する場合の配偶者の子の養育の形態について、育児短時間勤務制度等を含めることとする趣旨から、職員の育児休業に引き続いて配偶者が規則で定める方法により3ヵ月以上子を養育した場合において、当該職員は再度の育児休業をすることができることとしたものであります。

第5条では、第2条と同様、主語を明確にし、整備を行うものであります。

第6条及び第7条では、今回の育児短時間勤務制度の導入に伴い、条文が育児休業に係るものであることを見出しを改正するものであります。

第8条は、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について規定したもので、地方公務員制度においては、育児休業をした職員について、育児休業法第8条の規定により、育児休業をした国家公務員の給与の取り扱いに関する事項を基準として、職務に復帰した場合の給与の取り扱いに関する措置を講じなければならないとされていることから、育児休業からの職務復帰後の号給の調整について、国家公務員制度と同様に改正することとしたものであります。

19ページをお願いします。

第9条は、育児休業法第10条第1項において、育児短時間勤務をすることができない職員を条例で定めることとされていることを受け、育児休業の場合と同様に規定したものであります。育児短時間勤務制度は、職業生活と家庭生活の両立を支援するためのものであり、育児短時間勤務終了後、職員はフルタイム勤務に戻り、引き続き勤務することが念頭に置かれております。

第1号及び第2号の職員は、育児短時間勤務の対象外としたものであります。

第3号の任期つき採用職員は、職員が育児休業を取得することにより処理できなくなる業務を処理するために採用されるものであり、当該職員が育児短時間勤務をすることにより、再び業務を処理することができなくなる状況を生じさせることは適当ではないことから、育児短時間勤務をすることができないこととしたものであります。

第4号のいわゆる勤務延長職員は、その職員の勤務の特殊性等から見て、その退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある場合に、その職員に係る定年退

職日を超えてその職員を当該職務に従事させることができるものであり、育児短時間勤務により当該職務に従事しない時間が生ずることは適当ではないことから、対象としないものであります。

第5号の規定は、配偶者が育児休業によって子を養育している場合、当該育児休業をしている配偶者に加えて、職員に対して当該子の養育のための育児短時間勤務を承認する必要性は認められないことから、この場合の当該職員は育児短時間勤務をすることができないことを規定したものであります。

第6号の規定は、職員が育児短時間勤務により子を養育しようとする時間において、職員以外の当該子の親が当該子を養育することができる場合において、当該職員を対象としないものであります。この理由は、一方の親が子の養育をすることができる場合において、もう一方の親に養育のための特別の勤務形態を認める必要性はないと考えられるためであります。

第10条は、一度育児短時間勤務を取得すると、基本的には当該育児短時間勤務の終了後、1年を経過する日まで、再度同じ子について育児短時間勤務を請求することができないものであります。第10条は、当該1年を経過する日以前に再度の育児短時間勤務をすることができる条例で定める特別の事情を規定したものであります。具体的な内容としては、第3条の再度の育児休業をすることができる特別の事情とほぼ同様の内容であります。第4号の規定については、育児短時間勤務のみの規定となっております。育児短時間勤務の勤務形態を変更する場合、それまでの勤務形態を取り消した上で、改めて職員から新たな勤務形態を請求してもらい、それを承認することとなりますが、当該取り消しの場合は、1年を経過していなくても再度の育児短時間勤務をすることができることとしたものであります。

20ページをお願いします。

育児休業法第10条第1項第5号の具体的な勤務形態は条例で定めることとしていますが、第11条は、その適用される職員とその勤務形態を規定しているものであります。

第1号及び第2号の勤務形態は、交代制等勤務職員について適用されるものであります。地方公務員は、国家公務員と異なり労働基準法の適用を受けるため、職員の勤務時間の割り振りは一月を単位とした割り振りまでしか認められていませんが、第1号及び第2号の勤務形態については、「4週間ごとの期間」あるいは「4週間を超えない期間につき」と地方公務員特有の割り振り単位期間が規定されております。

第12条は、育児休業法第10条第2項の条例委任規定を受けたものであり、育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続について規定をしたものであります。育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求は、短時間勤務職員の採用等、育児短時間勤務職員の処理できなくなった業務を処理するための措置を講ずるために一定の期間が必要なことなどを考慮して、それ

ぞれ一月前までに行うことが適切と考えられています。

21ページをお願いします。

第13条は、育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由を定めたものであります。

第1号は、子を養育している時間に配偶者が当該子を養育できるようになった場合であります。

第2号は、別の子に係る育児短時間勤務を承認する場合であります。

第3号は、育児短時間勤務の形態を変更する場合を規定しております。第10条の規定と同様、育児短時間勤務の勤務形態の変更は、それまでの育児短時間勤務を取り消した上で、改めて職員から新たな勤務形態を請求してもらい、それを承認することとなることから、本条で当該取り消しに係る規定を設けております。

第14条は、育児休業法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができる場合のやむを得ない事情を規定しているものであります。

第15条の規定は、育児休業法第17条の条例委任規定を受けたものであります。育児短時間勤務の例による短時間勤務は、職員の予見しにくい欠員の状況等の理由によりさせるものであることから、当該短時間勤務をさせる場合または当該短時間勤務が終了した場合は、特に任命権者は職員に対して、書面でその旨を通知しなければならないことを規定したものであります。

第16条の規定は、育児短時間勤務の承認を受けた職員について、大口町職員の給与に関する条例の特例を規定したものであります。

22ページをお願いします。

第17条は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新について、育児休業に伴い、任期を定めて採用された職員の取り扱いと同様の取り扱いをすることを規定したものであります。

23ページをお願いします。

第18条の規定は、短時間勤務職員について、大口町職員の給与に関する条例の特例を規定したものであります。

24ページをお願いします。

第19条の改正は、部分休業をすることができない職員として、育児短時間勤務をしている職員または育児休業法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員を追加したほか、育児休業法の条ずれに伴う改正及び国家公務員における改正に準じて、主語を明確にするなどの改正を行ったものであります。

第2号の規定は、部分休業を取得することができない職員として、育児短時間勤務職員及び

育児休業法第17条の育児短時間勤務の例による短時間勤務職員を規定したものであります。

第20条の部分休業に係る改正は、育児休業法第19条に規定されているとおり、部分休業の対象となる子の範囲について、3歳に満たない子から小学校の就学の始期に達するまでの子に拡大するとともに、本条において承認の要件を緩和しております。見出しの改正は、第12条の育児短時間勤務の承認等の見出しと均衡をとったものであり、第1項の改正は、国家公務員における改正に準じて規定を整備したものであります。

第21条は、部分休業をしている職員の給与の取り扱いについて規定をしているもので、育児休業法改正法において育児短時間勤務制度が導入されたことを受け、本条の趣旨を明確にするため、見出しを付与することとしたものであります。

第22条の改正は、部分休業の取り消し事由について、人事院規則第31条の改正に準じて、準用先の条文を育児休業の承認の取り消し事由から育児短時間勤務のそれに改正をしたものであります。

25ページをお願いします。

次に、大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正についてであります。

第1条は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が条例に委任している条番号等を追加するものであります。

第2条は、法第3条第1項において条例に委任している規定を追加するものであります。

26ページをお願いします。

第3条は、法第4条において条例に委任している規定を追加するものです。一定の期間内に終了することが見込まれる業務または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について、必要がある場合に任期つき採用ができることを規定するものであります。

第4条は、法第5条において条例に委任している規定を追加するもので、任期つき短時間勤務職員を採用できる場合の要件を規定するものであります。

27ページをお願いします。

第5条は、法第6条において条例に委任している規定を追加するもので、任期つき採用職員または短時間勤務職員の任期为延長する場合の特例を規定するものであります。

第6条は、法第7条において条例に委任している規定を追加するもので、あらかじめ当該職員の同意を得ることにより、任期为更新することができることを規定するものであります。

第7条は、規則への委任の条文であります。

12ページへお戻りください。

附則、第1項、この条例は平成20年4月1日から施行する。

第2項、この条例による改正後の大口町職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条

例」という。)第8条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)の施行の日(以下「改正法の施行日」という。)以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

第3項、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の際、現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)の施行の日前の期間については、2分の1)」とする。

なお、29ページから34ページまで改正要旨等を添付しましたので、後ほど御参照をいただきたいと思います。

以上で、議案第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

次に、議案第6号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

1枚はねていただきます。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。大口町職員の給与に関する条例(昭和36年大口村条例第4号)の一部を次のように改正する。

今回の一部改正は、一つは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴う本条例第7条の再任用職員の給料月額の規定中の文言の整理を行うこと、及び本条例第13条の2で規定している地域手当の支給について、国家公務員に準じた支給に是正するため、その支給を平成21年度までとする地域手当の支給期限を附則に追加をするものであります。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

なお、裏面には新旧対照表を添付しましたので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で、議案第6号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長(宇野昌康君) 続いて議案第7号及び議案第8号について、教育部長、説明を願います。

教育部長(鈴木宗幸君) 議長より指名をいただきましたので、議案第7号 大口町学習等共同利用施設並びに大口町公民館分館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議案第8号 大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部を改正する条例について、順次その内容の説明をさせていただきます。

まず、議案第7号 大口町学習等共同利用施設並びに大口町公民館分館の設置及び管理に関

する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町学習等共同利用施設並びに大口町公民館分館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。大口町学習等共同利用施設並びに大口町公民館分館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年大口町条例第23号）を別紙のように定めるものとする。

改正の内容につきましては、秋田及び大屋敷学習等共同利用施設並びに秋田・大屋敷・中小口・垣田公民館分館の位置であります。所在であります番地と枝番との間の平仮名の「の」を削る文言整理と、竹田学習等共同利用施設の位置が竹田地区国土調査事業の認証及び土地改良事業の換地処分にあわせ施行した字区域及び名称の変更に伴い、改正するものであります。

2 ページをお開きください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第7号 大口町学習等共同利用施設並びに大口町公民館分館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容の説明とさせていただきます。

続いて、議案第8号 大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部を改正する条例について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部を改正する条例。大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部を改正する条例（昭和60年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、2 ページ、新旧対照表をお開きください。

第6条の使用料では、使用の許可の引用条項を指しておりますので、「第2条」を「第3条」に改め、別表では、中学校の統合により、平成20年3月31日をもって廃校となります「大口北部中学校」の部を削るものでございます。

1 ページへお戻りください。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

2 項、この条例の施行の前日に、第3条の規定により受けた大口北部中学校の使用許可については、なお従前の例による。

以上で、議案第8号 大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部改正について、その内容の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 会議の途中ですが、ここで10時50分まで休憩といたします。

（午前10時38分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

議長（宇野昌康君） 議案第9号から議案第11号までについて、健康福祉部長、説明をお願いします。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、議長さんの御指名を受けましたので、議案第9号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてから、議案第11号 大口町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてまで、その内容の説明をさせていただきます。

初めに、議案第9号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお願いします。

大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

2ページをお願いします。

今回の条例改正につきましては、条例第2条において、母子家庭等医療費の支給に係る受給資格者の規定がされておりますが、第2条第2項第2号に規定する「老人保健法」の題名が「高齢者の医療の確保に関する法律」と改正され、老人保健法施行令が廃止され、新たに高齢者の医療の確保に関する法律施行令が公布されたことにより、法律及び政令の名称をそれぞれ改めるものであります。

1ページにお戻りください。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第9号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第10号 大口町後期高齢者医療に関する条例の制定について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

大口町後期高齢者医療に関する条例。

制定の目的、概要につきましては、条例の制定要旨により説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

今回の条例制定の目的につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律、同法律施行令、

同法律施行規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めるもののほか、町が行う後期高齢者の事務について、必要な事項を定めるものであります。

町が行う事務と愛知県後期高齢者医療広域連合が行う事務を大別しますと、町が行う事務としましては、保険料の徴収、申請や届け出の受け付け等の窓口業務、被保険者証の引き渡し、そして広域連合が行う事務として、保険料の賦課、医療の給付等、被保険者証の発行の事務となります。

次に、条ごとにその概要を御説明いたします。

第1条関係につきましては、町が行う後期高齢者医療の事務の範囲を規定するものであります。

第2条関係につきましては、町において行う後期高齢者医療の事務の内容を規定するものであります。

第3条関係につきましては、保険料を徴収すべき被保険者の住所要件を規定するもので、その対象者としては、大口町に住所を有する者あるいは住所地特例により該当する者について規定しております。

第4条関係につきましては、普通徴収に係る保険料の納期、納期ごとの分割金額について規定するもので、納期につきましては7月を第1期とし、翌年2月までの8期とするものであります。

第5条関係につきましては、保険料の督促手数料を1通50円と規定するものであります。

第6条関係につきましては、延滞金の計算方法、年率について規定するものであります。

第7条関係につきましては、被保険者等に関する調査において、文書等の提出・提示もしくは答弁をしなかったり、虚偽の答弁をしたときに過料を科す旨を規定するものであります。

第8条関係につきましては、不正等の行為により保険料等の徴収を免れた者に対し、過料を科す旨を規定するものであります。

第9条関係につきましては、過料を科す場合の過料の額、納期限を規定するものであります。

3ページにお戻りください。

附則でございますが、第1条、この条例は平成20年4月1日から施行する。

第2条、平成20年度における法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者（以下「被保険者」という。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず第4期からとする。若干、補足をさせていただきますが、この規定は被用者保険の被扶養者であった方の保険料について、平成20年4月から9月までの半年間、保険料負担を凍結することによるものであります。

第2項、平成20年度において、被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納

期について、第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。

第3条、当分の間、第6条に規定する延滞金の年7.3%の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

以上で、議案第10号 大口町後期高齢者医療に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

次に、議案第11号 大口町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

大口町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、改正要旨により説明させていただきます。

5ページをお願いします。

今回の条例改正の目的につきましては、平成17年度の税制改正により、年齢65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する個人住民税の非課税措置が平成17年度をもって廃止されました。こうした急激な変化を緩和するために、介護保険料につきましても平成18年度と平成19年度の2年間について、保険料の激変緩和措置がとられております。今回、平成18年度及び平成19年度に講じた激変緩和措置を平成20年度も講ずることができるよう規定を整備した介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が公布されたため、引き続き平成20年度も激変緩和措置を継続するため条例改正をするものであります。

改正概要につきましては、平成20年度における1号被保険者の介護保険料について、別表のとおり激変緩和の設定をするものであります。

6ページをお願いします。

介護保険料の金額の設定につきましては、この表側の階層区分、第4段階、いわゆる本人町民税非課税の方について、ごらんいただきますと、中ほど、いわゆる右になりますが、年額では4万1,400円、月額では3,450円になります。この保険料が設定されております。この第4段階の方を基準に、第1段階から第3段階までの低所得の方につきましては保険料の軽減がされており、逆に第5段階から第7段階までの一定所得のある方につきましては、基準保険料の1.0を超える設定がされております。平成18年度から第4段階及び第5段階の方につきましては

は、保険料段階に適用される割合の差につきまして、平成18年度においてはおおむね3分の1、平成19年度においてはおおむね3分の2となるよう激変緩和措置がとられておりましたが、今回の条例改正により、平成20年度分の介護保険料につきまして平成19年度分と同一の介護保険料軽減の措置を行うものであります。

具体的には、例えば表中の第4段階の方で、平成17年度の税制改正に伴い、第1段階から第4段階になることにより保険料が上がる方について、本来の基準介護保険料は4万1,400円、そして倍率は1.00倍であります。激変緩和措置により平成18年度は倍率を0.66倍とし、年間保険料は2万7,324円、平成19年度は倍率を0.83倍とし、年間保険料は3万4,362円となっており、今回の条例改正により、平成20年度も平成19年度と同一倍率の0.83倍とし、年間保険料も3万4,362円とするものであります。

2ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第11号 大口町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて議案第12号について、環境建設部長、説明を願います。

環境建設部長（近藤則義君） 議長さんより御指名をいただきましたので、議案第12号 大口町町営住宅条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

大口町町営住宅条例の一部を改正する条例。大口町町営住宅条例（平成9年大口町条例第29号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正の目的といたしましては、昨年の拳銃発砲事件を契機に、公営住宅からの暴力団排除の要請が高まり、国土交通省から入居制限等の基本方針が示されました。本町の現在の規定では、入居者が暴力団員であるということが入居制限や明け渡し請求の事由となっていないため、改正により入居制限などを規定し、町営住宅から暴力団員を排除していくため改正するものであります。

改正の内容につきましては、3ページの新旧対照表により説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

第4条関係につきましては、町営住宅の入居資格に申込者または同居者が暴力団員でないことを加えたものであります。

第15条の2の関係につきましては新たに加えたもので、入居者または同居者の迷惑行為の禁止を定めたものであります。

第18条関係につきましては、同居の親族について第4条第1項第2号で定めたため、同居者

と省略したものであります。

第19条第1項関係につきましては、明け渡し請求条件に暴力団員であることが判明した場合と、第15条の2の他人に迷惑行為をした場合も明け渡し請求ができることとしたものであります。

第19条第3項関係は、第19条第1項の規定に該当し、明け渡し請求をした翌日からは、毎月の家賃の額の2倍までの金額を徴収することができることと規定したものであります。

第22条関係につきましては、入居者資格や明け渡し請求に関し、暴力団員であるかどうかを関係機関に照会することができることとしたものであります。

2ページへお戻りください。

附則、第1項、この条例は平成20年4月1日から施行する。

附則、第2項、改正後の大口町町営住宅条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に入居の申し込みをした者について適用し、同日以前に入居または使用の申し込みをした者については、なお従前の例によるものであります。

以上で、議案第12号 大口町町営住宅条例の一部改正についての説明とさせていただきます。議長（宇野昌康君） 続いて議案第13号について、総務部長、説明を願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは、議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）について、その内容の説明をさせていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

第2表 地方債補正であります。

大口中学校建設事業につきましては、19年度当初予算において10億8,900万円の起債を財源の一部とする議決をいただきましたが、事業の進捗に変更等があったことなどにより、今回、その限度額を9億4,540万円に減額補正するものであります。

事項別明細書、10ページ、11ページをお願いします。

歳入、款1.町税、項1.町民税、目2.法人、補正額として3億5,000万円の増額をお願いするものです。その内容は、活発な企業活動により法人の法人税割を追加するもので、補正後の法人町民税は20億4,126万円となります。

項2.目1.固定資産税、補正額として2,000万円の増額であります。その内容は、現年課税分の追加であり、補正後の固定資産税は26億1,518万5,000円となります。

款8.地方特例交付金、項2.目1.特別交付金、補正額として812万1,000円の増額であります。その内容は、減税補てん分の確定に伴う追加であります。

款12.使用料及び手数料、項1.使用料、目2.民生使用料、補正額として600万円の増額であります。その内容は、延長保育利用料の追加であります。

12ページ、13ページをお願いします。

款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目3.土木費国庫補助金、補正額として326万7,000円の増額であります。その内容は、公営住宅等関連事業推進事業補助金の減及び優良建築物等整備事業費補助金356万7,000円の計上であります。

目4.教育費国庫補助金、補正額として3,293万8,000円の増額であります。その内容は、大口中学校建設に係る安全・安心な学校づくり交付金の追加であります。

項3.委託金、目1.総務費委託金、補正額として287万5,000円の減額であります。その内容は、参議院議員通常選挙費委託金の減であります。

款14.県支出金、項2.県補助金、目1.総務費県補助金、補正額として122万円の増額であります。その内容は、愛知県市町村振興事業費補助金の追加であります。

目2.民生費県補助金、補正額として638万4,000円の増額であります。その内容は、障害者自立支援特別対策事業費補助金537万4,000円、並びに1歳児保育実施費補助金52万8,000円及び第三子保育料無料化事業費補助金48万2,000円の計上であります。

目4.農業費県補助金、補正額として311万4,000円の減額であります。その内容は、単独土地改良事業費補助金の減であります。

14ページ、15ページをお願いします。

款15.財産収入、項1.財産運用収入、目2.利子及び配当金、補正額として208万円の増額であります。その内容は、基金運用等に伴う利子収入の追加であります。

款16.項1.寄附金、目3.民生費寄附金、補正額として2万5,000円の増額であります。その内容は、大口町歌謡同好会からの指定寄附金であります。

款17.繰入金、項1.基金繰入金、目1.財政調整基金繰入金、補正額として1,597万5,000円の減額であります。その内容は、大口中学校建設事業の本年度分の確定及び今回の歳入予算の補正に伴い、財政調整基金からの繰り入れを減額するものであります。

目2.ふるさとづくり基金繰入金、補正額として430万円の減額であります。その内容は、19年度まちづくり活動推進事業の確定に伴い、繰入金を減額するものであります。

目3.学校施設整備事業基金繰入金、補正額として5億2,166万4,000円の減額であります。その内容は、19年度事業の確定に伴い、当初及び今までの補正財源となっていた基金からの繰入金を減額するものであります。

款19.諸収入、項3.目4.雑入、補正額として644万9,000円の増額であります。その内容は、総務費雑入として、巡回バス広告料収入及び運行支援助収入185万円を含み、7万7,000円の増額。民生費雑入として、後期高齢者広域連合が整備する電算システムの本町負担分の経費相当額325万円を含み、307万5,000円の増額。16ページ、17ページをお願いします。商工業振興資金

保証料返戻金の追加329万7,000円であります。

款20.項1.町債、目1.教育債、補正額として1億4,360万円の減額であります。その内容は、大口中学校建設事業債の減であります。

18ページ、19ページをお願いします。

歳出、款1.項1.目1.議会費、補正額として420万円の減額であります。その内容は、議員給与費で270万円、議会活動費で90万円及び一般管理事業で60万円それぞれ減額をするものであります。

款2.総務費、項1.総務管理費、目2.政策調整管理費、目4.財産管理費、目5.交通安全対策費については、それぞれ財源補正であります。

20ページ、21ページをお願いします。

目7.財政調整基金費、補正額として144万6,000円の増額であります。その内容は、財政調整基金預金利子積立金の追加であります。

目8.情報管理費、補正額として185万1,000円の減額であります。その内容は、地域情報化推進事業の委託料の執行残の減額であります。

目9.電子計算管理費、補正額として1,580万2,000円の減額であります。その内容は、電子計算機管理事業及びシステム管理事業における委託料及び負担金の執行残の減額であります。

項2.徴税費、目2.賦課徴収費、補正額として323万4,000円の減額であります。その内容は、一般管理事業における納期前納付報奨金及び委託料の減額であります。

22ページ、23ページをお願いします。

項4.選挙費、目3.参議院議員通常選挙費、補正額として287万5,000円の減額、目4.愛知県議会議員一般選挙費、補正額として98万2,000円の減額及び目5.町長町議会議員一般選挙費、補正額として234万円の減額であります。ともに執行残の減額であります。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、補正額として1,187万2,000円の減額であります。国民健康保険特別会計への繰出金の減であります。

目2.老人福祉費、補正額として293万1,000円の減額であります。24ページ、25ページをお願いします。その内容は、一般管理事業における委託料及び介護保険特別会計への繰出金の減額であります。

目3.障害者福祉費、補正額として351万円の減額であります。その内容は、障害者自立支援事業に係る委託料、負担金及び扶助費の執行残であります。

目4.福祉医療費、補正額として380万1,000円の減額であります。その内容は、後期高齢者医療に係るパッケージ等の購入を情報課所管の予算で執行したことに伴う減額であります。

目6.地域振興費、補正額として437万5,000円の減額であります。その内容は、まちづくり活

動推進事業の確定に伴う減額及び市民活動拠点施設整備事業の報償金については、他の事業での対応となったことに伴う減額であります。

項2.児童福祉費、目3.母子福祉費、補正額として131万1,000円の減額であります。26ページ、27ページをお願いします。児童扶養手当の減であります。

目4.保育園費、補正額として936万6,000円の減額であります。その内容は、臨時保育士の賃金の減であります。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目2.予防費、補正額として490万4,000円の減額であります。その内容は、予防接種事業及び健康診査事業の委託料の減額であります。

項2.清掃費、目1.塵芥処理費、補正額として813万1,000円の減額であります。その内容は、江南丹羽環境管理組合の負担金の確定に伴う減であります。

目3.し尿処理費、補正額として264万4,000円の減額であります。28ページ、29ページをお願いします。その内容は、愛北広域事務組合し尿処理場運営費等の確定に伴い、愛北広域事務組合負担金を減額するものであります。

款6.項1.農業費、目5.農地費、補正額として440万円の減額であります。農道、農業用排水安全対策等施設整備工事費の減であります。

款8.土木費、項2.道路橋りょう費、目3.橋りょう新設改良費、補正額として400万円の減額であります。堀尾橋歩道橋設置工事実施設計委託料の減であります。

項4.都市計画費、目3.土地区画整理費、補正額として119万8,000円の減額であります。その内容は、土地区画整理事業に係る委託料の減額であります。

目8.公共下水道費、補正額として3,089万円の減額であります。公共下水道事業特別会計への繰出金の減であります。

30ページ、31ページをお願いします。

項5.住宅費、目1.住宅管理費、補正額として526万円の減額であります。その内容は、町営住宅管理事業及び民間木造住宅耐震診断改修事業に係る委託料、工事費、補助金の減であります。

款9.項1.消防費、目1.非常備消防費、補正額として443万5,000円の減額であります。その内容は、一般管理事業で消防団員の報酬等379万7,000円、県操法大会出場事業の執行残63万8,000円をともに減額するものであります。

32ページ、33ページをお願いします。

款10.教育費、項2.小学校費、目1.学校管理費、補正額として111万6,000円の減額であります。その内容は、臨時職員の賃金の減であります。

目2.教育振興費、補正額として100万円の減額であります。その内容は、要保護及び準要保

護児童就学援助費の減であります。

項3.中学校費、目2.教育振興費、補正額として100万円の減額であります。その内容は、要保護及び準要保護生徒就学援助費の減であります。

目3.学校建設費、補正額として1億2,166万4,000円の減額であります。その内容は、大口中学校建設事業に係る委託料、工事費の減であります。

なお、34ページには特別職に係る給与費明細書、そして35ページには、けさほど訂正をお願いしました地方債に関する調書をそれぞれ掲載してございますので、後ほど御参照をいただきたいと思っております。

以上で、議案第13号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて議案第14号及び議案第15号について、健康福祉部長、説明をお願いします。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、議長さんの御指名を受けましたので、議案第14号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）及び議案第15号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、その内容の説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第14号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、事項別明細書により、歳入から説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

款3.国庫支出金、項2.国庫補助金、目3.介護保険事業費補助金、補正額としまして13万1,000円の新規計上をするもので、介護保険料の激変緩和に伴う介護保険の電算システム改修に係る補助金であります。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.その他一般会計繰入金、補正額としましては13万1,000円の減額で、内容につきましては、電算システムの改修に係る特定財源としての国庫補助金の新規計上に伴い、一般財源としての職員給与費等繰入金について、同等額を減額するものであります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いします。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費につきましては財源補正であります。

以上で、議案第14号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、事項別明細書により、歳入から説明させていただきます。

6 ページ、7 ページをお願いします。

款1.項1.国民健康保険税、目1.一般被保険者国民健康保険税、補正額としましては500万円の減額で、内容につきましては、決算見込みによる現年課税分の減額であります。

目2.退職被保険者等国民健康保険税、補正額としましては500万円の減額で、内容につきましては、決算見込みによる現年課税分の減額であります。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.療養給付費等負担金、補正額としましては523万9,000円の減額で、内容につきましては、介護納付金の支出見込みに基づき、療養給付費負担金について49万4,000円の追加、老人保健医療費拠出金の確定に伴う老人保健医療費拠出金負担金については573万3,000円の減額であります。

項2.国庫補助金、目1.財政調整交付金、補正額としましては110万円の増額で、内容につきましては、電算システム改修に係る特別調整交付金の確定による追加であります。

款4.項1.目1.療養給付費交付金、補正額としましては3,157万5,000円の減額で、内容につきましては、退職者医療給付見込みによる退職者医療等交付金の減額であります。

款6.項1.共同事業交付金、目1.高額医療費共同事業交付金、補正額としましては221万4,000円の減額で、内容につきましては、交付見込み額の確定による高額医療費共同事業交付金の減額であります。

目2.保険財政共同安定化事業交付金、補正額としましては580万9,000円の減額で、内容につきましては、確定による保険財政共同安定化事業交付金の減額であります。

8 ページ及び9 ページをお願いします。

款7.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額としましては1,187万2,000円の減額で、内容につきましては、年齢構成差による給付費の増高による財政支援としての財政安定化支援事業繰入金につきまして、愛知県からの通知額に基づく減額であります。

款8.項1.繰越金、目2.その他繰越金、補正額としましては5,621万7,000円の増額で、内容につきましては、確定による前年度繰越金の追加であります。

款9.諸収入、項2.雑入、目1.一般被保険者第三者納付金、補正額としましては、見込み額の確定による第三者納付金114万2,000円の減額であります。

目2.退職被保険者等第三者納付金、補正額としましては、見込み額の確定による第三者納付金119万9,000円の追加であります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いします。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額としましては110万円の増額で、その内容につきましては、医療制度改正に伴う実績報告システム等保守点検委託料の追加であり

ます。

款2.保険給付費、項1.療養諸費、目1.一般被保険者療養給付費、補正額としましては800万円の増額で、その内容につきましては、支出見込みに基づく一般被保険者療養給付費の追加であります。

目3.一般被保険者療養費、補正額としましては50万円の増額で、その内容につきましては、支出見込みに基づく一般被保険者療養費の追加であります。

項2.高額療養費、目1.一般被保険者高額療養費、補正額としましては800万円の減額で、その内容につきましては、給付見込みに基づく一般被保険者に係る高額療養費の減額であります。

目2.退職被保険者等高額療養費、補正額としましては1,300万円の減額で、その内容につきましては、給付見込みに基づく退職被保険者に係る高額療養費の減額であります。

12ページ及び13ページをお願いします。

款3.項1.老人保健拠出金、目1.老人保健医療費拠出金、補正額としましては2,699万2,000円の減額で、その内容につきましては、確定に伴う老人保健医療費拠出金の減額であります。

款4.項1.目1.介護納付金、補正額としましては366万7,000円の増額で、その内容につきましては、確定に伴う介護納付金の追加であります。

款5.項1.共同事業拠出金、目3.保険財政共同安定化事業拠出金、補正額としましては1,027万4,000円の減額で、その内容につきましては、確定に伴う保険財政共同安定化事業拠出金の減額であります。

款9.項1.目1.予備費、補正額としましては3,566万4,000円の増額で、その内容につきましては、今回の補正に係る財源調整分を追加計上するものであります。

以上で、議案第15号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて議案第16号について、環境建設部長、説明を願います。

環境建設部長（近藤則義君） それでは、議長さんより御指名をいただきましたので、議案第16号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により、歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2.歳入、款1.分担金及び負担金、項1.負担金、目1.公共下水道事業負担金、補正額といたしまして2,380万円の増額で、内容につきましては、前納による当該年度分及び区域外流入による増加により負担金を追加するものであります。

款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.下水道使用料、補正額といたしまして210万円の減額で、内容につきましては、丹羽広域への使用料徴収委託事務の切りかえに伴い、事業場か

らの申告期間を1ヵ月早めたため、排水量が1ヵ月分減少したことにより減額するものです。

款4.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額といたしまして3,089万円の減額で、内容につきましては、受益者負担金の増加により、一般会計繰入金を減額するものです。

款6.諸収入、項2.目1.雑入、補正額といたしまして31万円の減額で、内容につきましては、消費税を納付することとなり、減額するものであります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

次に、歳出について説明させていただきます。

3.歳出、款1.総務費、項1.総務管理費、目2.維持管理費、補正額としまして150万円の減額で、内容につきましては、委託料の請負残であります。

款2.項1.目1.下水道建設費、補正額としましては800万円の減額で、内容につきましては、測量実施設計委託料で300万円の減及び汚水公共ます等設置工事費で500万円の減で、請負残等による減額であります。

款3.項1.公債費、目2.利子、これにつきましては財源補正であります。

以上で、議案第16号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

議長(宇野昌康君) 続いて、議案第17号について説明を求めます。

歳入については総務部長より、歳出についてはそれぞれの所管ごとに担当部長より説明を求めます。

初めに総務部長、説明を願います。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) それでは、議案第17号 平成20年度一般会計予算の所管分について説明をさせていただきます。

平成20年度は、第6次総合計画及び集中改革プランが策定をされまして、2ヵ年の実績が出た3年目の年となります。第6次総合計画では、「みんなで進める 自立と共助のまちづくり」を目指し、より一層強力に進められている地方分権に対応できるよう大口町の進むべき方向とこれからのまちづくりのまさに羅針盤であります。

集中改革プランにしても、策定の段階から広く町民の皆さんに公表し、評価・実績についても同様に公表しており、行政のあらゆる分野で積極的に、しかも確実に取り組むことによって、町民の皆さんに行政が、公務員が失いかけている信頼を取り戻すこととなる行財政改革の手法であります。

本町においては、好調な町内企業の産業活動により、19年度決算見込みで20億円を超す法人町民税が引き続き本町の安定した財政基盤を支えていただいております。20年度においてもこの状態が推移することを期待し、当初予算では対前年度を上回る町税の予算編成を行いました。

これも昭和30年代に進められた企業誘致という施策の恩恵を受けたものであります。18年度及び19年度には、今後も本町として経験することがあるのかどうか分からない中学校の統合という大事業が施行され、新年度より新しい校舎を初め施設で中学校教育がソフト面と一体となって進められようとしております。

このような明るいことばかりの中でスタートするわけではありますが、近隣の自治体においては、財政的に本町とは違うというものの、厳しい行財政改革が確実に進められており、一部には、その成果たるものが見えているように思われます。

20年度の予算規模は77億8,000万円ではありますが、この規模が正常なのか。行政経営、財政改革、意識改革について研究を進めている現状で、また早急にこれらのシステムを構築しなければならぬことも痛切に感じております。

大口中学校建設事業の進行する中で経験したことは、私たち役場職員が日常の執務の中で体得し、住民の皆さんにその説明責任を果たさなければならない。このことが住民の皆さんに一番近い行政に求められている最たるものではないでしょうか。自主・自立を求められている地方分権の中、そのことを一番に自覚し、行動しなければならない私たちに、自覚と、大口町をどういうまちにしていくんだという方針を町幹部と共有しまして、ともに考え、ともに協議できたでありますでしょうか。平成20年度は、職員の育成と資質の向上、幹部職員の役割と判断能力、さらには行政経営を行うのに必要不可欠な人とお金を行政経営会議の中で協議・検討し、それぞれの所管において、企画・立案から選択と集中による予算の執行、住民の参画、さらには住民との協働による執行、これらの仕組みづくりと運用の継続ができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

それでは、政策調整室及び総務部所管について述べさせていただきます。

まず、政策調整課であります。

継続事業として、巡回バス事業であります。町内企業等の協力による従業員のバスの利用の促進、運行支援協力、停留所等への広告など、特定財源の確保に努める一方、既利用者の方々の声にも耳を傾け、今後のルート及び時刻表の作成等に反映すべく努めてまいります。また、地方分権の時代に合った効率的な行政経営と地域の課題に対応する政策の企画・立案の推進を使命ととらえ、行政経営の定着と推進に引き続き努めてまいります。さらに、19年度よりスタートしました（仮称）町民参加条例についても、本年度を目標に制定を目指します。

次に、行政課であります。

地方公務員に対する資質など、住民の皆さんから求められている職員として、一人ひとりが努力することは言うに及ばず、町全体の事務事業の見直し、組織機構の再編などを行うとともに、人材育成基本計画の策定と適切な人事評価システムの構築に努めてまいります。また、毎

年、区長会の協力により進めております行政区交付金についても、さらにその内容等を協議し、行政からの権限と財源を各行政区に移譲できるよう引き続き進めてまいります。

次に、企画財政課であります。

大口町全体の財政基盤の強化、各部による目標を持った自律予算制度の構築のため、引き続き予算全体の概観、経常的収入・支出、政策的事業の財源などについて研究する中で、予算の枠配分の導入も視野に仕組みづくりを構築してまいります。これは行政評価、さらには人事評価とも密接な関連があり、それらと連携を図り、効果的な実施に踏み出せるよう進めてまいります。また、大口町が保有している普通財産のうち、未利用財産の売り払いも含め、有効活用に努めてまいります。集中改革プランにつきましても、その目標達成のための進行管理に引き続き努めてまいります。

次に、税務課であります。

町税の公平・公正、正確な賦課の決定に努め、住民の方には税の公平・平等の原則からも納税に努めていただいているわけではありますが、毎年度の決算報告では、多額の未収金及び不納欠損額を計上しなければならない現状であります。このことに対して、職員みずからが努力することはもちろんであります。愛知県の協力も得、ここ数年、徴収委託、人事交流など、その対策に努めております。引き続き数値目標を掲げるなど、税の徴収率の向上に努めてまいります。

次に、情報課であります。

広報紙の作成に大口町NPO登録団体との協働委託も定着をし、町のホームページを更新し、それぞれの原課での作成も容易になりました。町民の皆さんに情報提供できる手法については、その充実に努め、多くの情報の共有と住民の方々の行政への参画の機会がふえるように努めてまいりました。町から提供された情報が町民の方に正確に伝わり、どのように活用され、またどのような情報の提供が不足をしているかなど、今後、確認できる方策も必要と考えられますので、検討してまいります。

次に、生活課であります。

住民票、戸籍及び印鑑証明などの交付については、コンピューター化によって待ち時間の短縮を図ることができました。役場の窓口として、今後も町民の方への対応に十分に気配りをし、行政と住民とのつながりを強固なものにしてまいりたいと思っております。

それでは、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算のうち、歳入並びに歳出のうち、款1.議会費、款2.総務費、款9.消防費及び款11.災害復旧費から款14.予備費までについて、主なものについて、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書、予算に関する説明書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入であります。

款1.町税、項1.町民税、目1.個人、本年度予算額12億7,000万円、前年度予算額12億6,500万円、500万円の増であります。所得割を500万円増額いたしました。

目2.法人、本年度予算額15億3,866万円、前年度予算額13億9,126万円、1億4,740万円の増であります。法人税割1億5,000万円の増額計上であります。

項2.目1.固定資産税、本年度予算額25億2,125万5,000円、前年度予算額25億1,018万5,000円、1,107万円の増であります。現年課税分で1,107万円の増額であります。

項3.目1.軽自動車税、本年度予算額3,349万1,000円、前年度予算額3,183万3,000円、165万8,000円の増であります。現年課税分で150万8,000円の増であります。

項4.目1.町たばこ税、本年度予算額1億8,000万円、前年度予算額1億9,000万円、1,000万円の減であります。

6ページ、7ページをお願いします。

款2.地方譲与税、項1.目1.自動車重量譲与税、本年度予算額8,300万円、前年度予算額8,000万円、300万円の増であります。

項2.目1.地方道路譲与税、本年度予算額2,900万円、前年度予算額3,100万円、200万円の減であります。

款5.項1.目1.株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額800万円、前年度予算額400万円、400万円の増であります。

8ページ、9ページをお願いします。

款6.項1.目1.地方消費税交付金、本年度予算額3億2,000万円、前年度予算額3億5,000万円、3,000万円の減であります。

款7.項1.目1.自動車取得税交付金、本年度額1億1,200万円、前年度予算額1億3,000万円、1,800万円の減であります。

款8.項1.目1.地方特例交付金、本年度予算額2,500万円、前年度予算額1,300万円、1,200万円の増であります。

項2.目1.特別交付金、本年度予算額3,500万円、前年度予算額2,900万円、600万円の増であります。

款9.項1.目1.地方交付税、本年度予算額600万円、前年度予算額1,800万円、1,200万円の減であります。

10ページ、11ページをお願いします。

款11.分担金及び負担金、項1.負担金、目1.総務費負担金、本年度予算額111万円であります。その内容は、昭和用排水土地改良区総代会総代総選挙費及び入鹿用水土地改良区総代会総代総

選挙費負担金であります。

目2.民生費負担金、本年度予算額9,206万1,000円、前年度予算額9,657万3,000円、451万2,000円の減であります。保育園運営費保護者負担金の減であります。

議長（宇野昌康君） ここで、会議の途中ですが、午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時47分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後1時30分）

議長（宇野昌康君） 引き続き、総務部長、お願いいたします。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは午前中に引き続きまして、予算に関する説明書の10ページ、11ページから説明をさせていただきます。

款12.使用料及び手数料、項1.使用料、目2.民生使用料、本年度予算額825万9,000円、前年度予算額200万7,000円、625万2,000円の増であります。

目6.教育使用料、本年度予算額3,168万5,000円、前年度予算額5,365万4,000円、2,196万9,000円の減であります。健康文化センターの指定管理への移行に伴いまして、社会教育使用料のうち研修センター及び保健体育使用料のうちトレーニングセンター使用料の未計上による減額でございます。

12ページ、13ページをお願いします。

項2.手数料、目2.衛生手数料、本年度予算額1,369万9,000円、前年度予算額312万9,000円、1,057万円の増であります。可燃ごみ収集手数料の新規計上による増額であります。

款13.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.民生費国庫負担金、本年度予算額1億7,483万9,000円、前年度予算額1億6,669万2,000円、814万7,000円の増であります。障がい者福祉費負担金703万1,000円の増額によるものであります。

14ページ、15ページをお願いします。

目2.衛生費国庫負担金、本年度予算額36万3,000円、前年度予算額852万5,000円、816万2,000円の減であります。

教育費国庫負担金は廃目であります。

項2.国庫補助金、目1.民生費国庫補助金、本年度予算額907万8,000円、前年度予算額1,010万3,000円、102万5,000円の減であります。

目3.土木費国庫補助金、本年度予算額3,709万5,000円、前年度予算額1,015万4,000円、2,694万1,000円の増であります。流域貯留浸透事業費補助金の新規計上による増額であります。

目4.教育費国庫補助金、本年度予算額1,347万円、前年度予算額3,598万4,000円、2,251万4,000円の減であります。安全・安心な学校づくり交付金の減額によるものであります。

項3.委託金、目1.総務費委託金、本年度予算額150万5,000円、前年度予算額1,548万1,000円、1,397万6,000円の減であります。参議院議員通常選挙費委託金の減額によるものであります。

16ページ、17ページをお願いします。

目2.民生費委託金、本年度予算額315万4,000円、前年度予算額463万3,000円、147万9,000円の減であります。

款14.県支出金、項1.県負担金、目1.民生費県負担金、本年度予算額1億3,647万4,000円、前年度予算額1億1,760万4,000円、1,887万円の増であります。後期高齢者医療保険基盤安定拠出金の新規計上によるものであります。

目2.衛生費県負担金、本年度予算額36万3,000円、前年度予算額852万5,000円、816万2,000円の減であります。

項2.県補助金、目2.民生費県補助金、本年度予算額1億684万1,000円、前年度予算額7,378万9,000円、3,305万2,000円の増であります。障がい者福祉費補助金683万9,000円、福祉医療費補助金2,149万円、児童福祉費補助金466万3,000円の新規計上によるものであります。

18ページ、19ページをお願いします。

目5.商工費県補助金、本年度予算額747万9,000円、前年度予算額449万7,000円、298万2,000円の増であります。

目6.土木費県補助金、本年度予算額1,605万9,000円、前年度予算額1,299万5,000円、306万4,000円の増であります。

目7.教育費県補助金、本年度予算額287万円、前年度予算額5万9,000円、281万1,000円の増であります。放課後子ども教室推進事業費補助金の新規計上によるものであります。

20ページ、21ページをお願いします。

項3.委託金、目1.総務費委託金、本年度予算額2,689万3,000円、前年度予算額3,291万円、601万7,000円の減であります。

目2.民生費委託金、本年度予算額20万円であります。

目6.教育費委託金、本年度予算額109万7,000円、前年度予算額7,000円、109万円の増であります。小学校及び中学校において、それぞれ新規の委託金の計上によるものであります。

項4.県交付金、フレンドシップ継承交付金は廃目であります。

22ページ、23ページをお願いします。

款15.財産収入、項1.財産運用収入、目2.利子及び配当金、本年度予算額321万9,000円、前年度予算額2万1,000円で319万8,000円の増であります。

款17.繰入金、項1.基金繰入金、目2.ふるさとづくり基金繰入金、本年度予算額3,460万7,000円、前年度予算額1,278万5,000円、2,182万2,000円の増であります。

目3.学校施設整備事業基金繰入金、本年度予算額3億8,100万円、前年度予算額7億950万円、3億2,850万円の減であります。

款18.項1.目1.繰越金は前年度と同額の1億7,000万円であります。

24ページ、25ページをお願いします。

款19.諸収入、項3.目4.雑入、本年度予算額1億9,469万9,000円、前年度予算額1億9,635万4,000円、165万5,000円の減であります。

26ページ、27ページをお願いします。

民生費雑入で新規項目の計上により527万6,000円の増額、及び衛生費雑入のうち可燃ごみ収集袋売払収入など691万6,000円の減額によるものであります。

28ページ、29ページをお願いします。

町債については廃目であります。

次に、歳出に移ります。

30ページ、31ページをお願いします。

歳出、款1.項1.目1.議会費、本年度予算額1億2,794万7,000円、前年度予算額1億2,899万8,000円、105万1,000円の減額であります。改選及び定数減等に伴う減額であります。

32ページ、33ページをお願いします。

款2.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、本年度予算額2億611万4,000円、前年度予算額2億2,003万8,000円、1,392万4,000円の減額であります。主なものは、町長の給料30%カット及び一般職の1名減等に伴う1,244万8,000円の減額であります。

38ページ、39ページをお願いします。

目2.政策調整管理費、本年度予算額1億1,121万8,000円、前年度予算額1億2,185万円、1,063万2,000円の減額であります。特定財源として、国県支出金並びに巡回バス運行支援及び広告料収入を見込んでおります。一般職1名減による職員給与費1,077万9,000円の減額によるものであります。

42ページ、43ページをお願いします。

目3.職員管理費、本年度予算額2,787万4,000円、前年度予算額2,736万3,000円、51万1,000円の増額であります。職員互助会への助成金を本年度はなくしております。

44ページ、45ページをお願いします。

目4.財産管理費、本年度予算額8,259万5,000円、前年度予算額8,904万5,000円、645万円の減額であります。庁舎管理事業において、19年度は相談室空調機設置、車庫・食堂アスベスト

撤去及び下水道接続の工事費が1,475万円でありました。20年度は電気工事として467万5,000円のみ計上ですが、公用車管理運営事業で212万5,000円及び事務機器管理事業で251万8,000円それぞれ増額となっていることによるものであります。

50ページ、51ページをお願いします。

目5.交通安全対策費、本年度予算額608万円、前年度予算額618万7,000円、10万7,000円の減額であります。特定財源の国県支出金が目2.政策調整管理費で計上されておりますので、その他の特定財源として26万2,000円以外は一般財源となっております。

52ページ、53ページをお願いします。

目6.財政管理費、本年度予算額1億710万7,000円、前年度予算額6,813万9,000円、3,896万8,000円の増額であります。一般職1名減による職員給与費は272万8,000円の減額となりましたが、一般管理事業で社本育英事業基金の繰りかえ運用に伴う元金4,000万円の償還に伴い4,169万6,000円の増額となりました。

56ページ、57ページをお願いします。

目7.財政調整基金費、本年度予算額6,821万9,000円、前年度予算額102万1,000円、6,719万8,000円の増額であります。財政調整基金への積立金の増額によるものであります。

目8.情報管理費、本年度予算額4,628万2,000円、前年度予算額5,936万円、1,307万8,000円の減額であります。一般職1名減による職員給与費1,098万8,000円及び地域情報化推進事業202万2,000円の減額によるものであります。

58ページ、59ページをお願いします。

目9.電子計算管理費、本年度予算額1億3,146万円、前年度予算額1億4,428万8,000円、1,282万8,000円の減額であります。電子計算機管理事業で622万9,000円の増、システム管理事業で1,905万7,000円の減によるものであります。

60ページ、61ページをお願いします。

目10.広報費、本年度予算額722万5,000円であります。広報編集事業協働委託料108万円、19年度と同額計上しております。

項2.徴税費、目1.税務総務費、本年度予算額1億904万1,000円、前年度予算額9,636万2,000円、1,267万9,000円の増額であります。

62ページ、63ページをお願いします。

目2.賦課徴収費、本年度予算額4,035万5,000円、前年度予算額6,586万6,000円、2,551万1,000円の減額であります。評価替えに伴う委託料及び備品購入の未計上による減額であります。

64ページ、65ページをお願いします。

項3.目1.戸籍住民基本台帳費、本年度予算額5,423万2,000円、前年度予算額6,178万2,000円、755万円の減額であります。一般職1名減による職員給与費948万1,000円の減、臨時職員1名増による一般管理事業170万9,000円の増によるものです。なお、人権啓発活動活性化事業につきましては、19年度の単年度事業であります。

68ページ、69ページをお願いします。

項4.選挙費、目1.選挙管理委員会費、本年度予算額62万4,000円であります。

70ページ、71ページをお願いします。

目3.農業委員会一般選挙費、本年度予算額157万円であります。

目4.昭和用排水土地改良区総代会総代総選挙費、本年度予算額54万6,000円であります。

72ページ、73ページをお願いします。

目5.入鹿用水土地改良区総代会総代総選挙費、本年度予算額55万6,000円であります。

なお、参議院議員通常選挙費、愛知県議会議員一般選挙費、町長町議会議員一般選挙費、大口町土地改良区総代会総代総選挙費、木津用水土地改良区総代会総代総選挙費につきましては廃目であります。

74ページ、75ページであります。

項5.統計調査費、目1.農林商工統計調査費、本年度予算額124万8,000円であります。本年度は、工業統計、住宅・土地統計調査及び経済センサスであります。

76ページ、77ページをお願いします。

項6.目1.監査委員費、本年度予算額は2,092万3,000円であります。

次に166ページ、167ページ、款9.消防費をお願いします。

款9.項1.消防費、目1.非常備消防費、本年度予算額2,186万4,000円、前年度予算額2,464万9,000円、278万5,000円の減額であります。県操法大会出場事業317万円の減によるものであります。

168ページ、169ページをお願いします。

一番下の段であります。目2.消防施設費、本年度予算額3億1,788万7,000円、前年度予算額3億2,469万8,000円、681万1,000円の減額であります。

170ページ、171ページをお願いします。

丹羽広域事務組合運営事業で851万1,000円の減、消防施設管理事業で170万円の増によるものであります。

目3.水防費、本年度予算額129万7,000円であります。

目4.災害対策費、本年度予算額4,424万円、前年度予算額1,677万8,000円、2,746万2,000円の増額であります。一般管理事業で工事費3,360万円の新規計上等による2,713万2,000円の増

によるものであります。

次に232ページ、233ページ、款11.災害復旧費をお願いします。

款11.災害復旧費、項1.目1.公共公用施設災害復旧費、本年度予算額は1,000円であります。

款12.項1.公債費、目1.元金、本年度予算額2億930万1,000円であります。

目2.利子、本年度予算額6,505万2,000円であります。

款13.諸支出金、項1.普通財産取得費、目1.土地取得費、本年度予算額は1,000円であります。

234ページ、235ページをお願いします。

款14.項1.目1.予備費、本年度予算額は1,000万円であります。

続きまして、236ページ、特別職の給与費明細、237ページから241ページまで一般職の給与費明細、そして242ページ、243ページには債務負担行為に係る調書及び244ページは地方債に関する調書で、245ページから248ページには負債額一覧表を掲載しましたので、御参照をいただきたいと思っております。

以上で、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算の所管分等の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて、健康福祉部長、説明をお願いします。

健康福祉部長（水野正利君） 議長さんの御指名を受けましたので、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算歳出のうち健康福祉部所管分につきまして、その概要について説明をさせていただきます。

まず初めに、平成20年度における健康福祉部の取り組みについて述べさせていただきます。

健康福祉部の福祉課、こども課、保険年金課、地域振興課、健康課の5課につきましては、あらゆるライフステージの方々に対するかかわりを持ち、健康福祉部内において横断的な取り組みが求められております。また、人口構造の変化等への対応として、現在、保健・福祉・医療の分野におきましては、毎年、制度改革等による大きな変革時期を迎えておりますが、各施策あるいは事務事業の推進に当たっては、「受益と負担」「費用対効果」「選択と集中」を基本とし、町民の方々が安心して生活ができる環境づくりを進めてまいります。

なお、先行き不透明な社会状況の中、新たな施策の構築に当たっては慎重な検討を加え、持続可能なものについて取り組んでまいりたいと考えております。

平成20年4月からは、平成17年12月に決定されました医療制度改革大綱に沿った各種医療制度の新たなスタートの時期を迎えます。主なものとしましては、医療費適正化計画に基づく保険者における40歳から74歳までの方を対象とする特定健診・特定保健指導の実施、75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度の新たな実施などがあります。とりわけ特定健診・特定保健指導につきましては、これまでの老人保健法に基づく基本健康診査から内臓脂肪症候群、い

わゆるメタボリックシンドロームに着目した健診内容となり、大きく変わる部分といたしましては、特定健康診査の結果に基づく特定保健指導を一連の保健事業の仕組みの中で実施することになり、健康診査・保健指導の結果が評価される仕組みに変わってまいります。こうしたことは、皆保険制度の一つを担当します市町村の国民健康保険における真価が問われることと考えます。

このような社会の状況の変化、あるいは新たな制度の見直しの中で、私どもといたしましては、平成20年度は1次予防、あるいは2次予防に一層の重点を置き、積極的な健康づくりに取り組んでまいります。

また、合計特殊出生率も平成18年には1.32にまで上昇したものの、長期的には少子高齢化の傾向は続くものと思われまます。こうしたことから、人口構造の変化等への対応として、子育て支援の充実、あるいは少子化対策への取り組みを実施してまいります。

地域振興としてのまちづくり事業につきましては、住民の皆様によるまちづくり活動を支援し、団体と行政との協働を推進していくため、ハード・ソフトの両面からの取り組みを行ってまいります。

個別的には、高齢者施策につきましては、第5期の高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画への見直しに向け、平成19年度に実施いたしました高齢者等に対する実態調査の分析に基づき、現行施策の見直し、新たな施策の構築を行い、介護保険の要支援者あるいは要介護者とならない元気な高齢者をふやしていくといった取り組みにおいて、特に介護予防事業等の充実を図ってまいります。

なお、敬老事業につきましては、平成19年度に見直ししました内容により継続実施をしてまいりたいと考えております。

次に、障害者施策といたしましては、第3次障害者福祉計画及び第2次障害福祉計画への見直しに向けて、平成19年度に実施いたしました実態調査の分析結果を踏まえ、適正な事業の見直しと国のさらなる特別支援対策の実施を受け、施設利用者あるいは施設に対する支援、改善措置を実施してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援あるいは少子化対策につきましては、福祉医療制度における乳幼児等医療につきましては、その名称を「子ども医療」とし、その対象者を現在の入・通院8歳未満から入・通院ともに中学校卒業までとし、現物給付といたします。

また、病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かる病児・病後児保育につきましては、町から医療機関に委託することによる実施体制の充実、あるいは環境の整備を図ってまいります。

平成19年度10月から実施いたしました第3子保育料無料化事業につきましても引き続き実施

するとともに、保育園施設につきましても、西保育園未満児室テラス改修工事等により環境の整備を行ってまいります。

平成17年度から新たに推進されております大口町としての子育て支援の柱であります大口町次世代育成支援行動計画につきましては、平成21年度の間年としての計画見直しに向け、アンケート調査等により住民ニーズ把握を実施してまいりたいと考えております。

次に、保険医療につきましては、平成20年4月から本格的な医療制度改革が実施され、75歳以上、あるいは65歳以上で一定の障害のある方につきましては、新たに創設されます後期高齢者医療制度への移行が行われ、さらに医療費適正化としての特定健康診査・特定保健指導につきましては、特定健康診査等実施計画に基づく事業実施はもとより、国民健康保険を担当する保険年金課、予防の観点で健康づくりを担う健康課、そして介護事業を担う福祉課が横断的に連携し、効果的な事業の取り組みを実施してまいります。

また、福祉医療制度につきましては、子ども医療制度の拡充を初め障害者医療、精神障害者医療、福祉給付金制度の拡充を図ってまいります。

児童に対する医療につきましては、子育て支援あるいは少子化対策との関連がございますが、先ほども述べましたように、従来の乳幼児等医療から子ども医療制度に改め、入院・通院ともに中学校卒業までを対象にし、現物給付といたします。

精神障害者の医療につきましては、通院につきましては障害者自立支援医療を対象とし、入院に係る医療につきましては全精神疾患を対象に医療費扶助をしております。

国民健康保険につきましては、医療分及び介護分に加え後期高齢者支援分を創設し、限度額及び税率の改正を実施してまいります。

次に、健康増進につきましては、平成19年度における大口町健康づくり計画、いわゆる「健康おおぐち21」の中間評価に基づく計画の見直しによる新たな取り組みを実施してまいります。

現在実施しております妊婦健康診査につきましては、少子化対策の一環としまして、平成19年度途中から実施回数4回から7回への回数引き上げを実施しており、これを継続してまいります。

次に、男女共同参画事業につきましては、見直し後の新たな男女共同参画プランに基づき、事業の推進を図ってまいります。

次に、まちづくり事業につきましては、平成19年度にスタートいたしました住民参加型まちづくりファンドを活用したハード事業によるまちづくりへの環境整備に取り組んでまいります。また、まちづくりの活性化と団体・住民の交流の場としての（仮称）町民活動センターの整備に向け、Oh-!TOWNプロジェクトとも協働しながら具体的なプラン策定を進めてまいります。

次に、国際交流事業につきましては、引き続き草の根交流の推進、フレンドシップ継承事業基金を活用した多文化共生事業への取り組みを推進してまいります。

次に、箱物としての健康文化センターの管理運営につきましては、民間の能力を最大限活用し、町民サービスの向上を図るため、その管理運営につきましては指定管理者制度への切りかえを行ってまいります。

それでは、健康福祉部所管分の一般会計予算のうち歳出につきまして、その内容を平成20年度予算に関する説明書により説明させていただきます。

まず初めに、78ページ、79ページをお開きください。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、本年度予算額2億6,118万5,000円、対前年度比較で1,378万8,000円の減額となっております。減額の主な要因は、社会福祉協議会助成事業として社会福祉協議会への補助金が747万円増加したものの、国民健康保険特別会計繰出事業として国民健康保険特別会計繰出金が2,366万円減額となったことによるものであります。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

目2.老人福祉費、本年度予算額2億915万円、対前年度比較で932万8,000円の増額となっております。増額の主な要因は、介護保険事業として高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料の新規計上により300万円増加し、介護保険特別会計繰出事業につきましても介護保険特別会計への繰出金が793万6,000円増加したことによるものであります。

なお、敬老事業に係る経費、あるいはコミュニティー・ワークセンター補助金、外出支援サービス、いわゆるタクシーチケットの助成、老人福祉センター指定管理委託料等をここで計上いたしております。

84ページ、85ページをお願いいたします。

予算項目として、目3.障がい者福祉費、本年度予算額2億29万7,000円、対前年度比較で2,046万1,000円の増額となっております。増額の主な要因は、一般管理事業においては、障がい福祉計画等策定事業等委託料263万6,000円を新規計上したこと。障がい者自立支援事業においては、自立支援に係る給付費としての扶助費が1,890万9,000円増加したことによるものであります。

なお、85ページの一般管理事業の庁用備品購入費としまして、視覚障害者情報支援機器としまして活字文書読み上げ装置及び拡大読書機71万3,000円を計上しております。

88ページ、89ページをお願いします。

目4.福祉医療費、本年度予算額3億9,034万3,000円、対前年度比較で1億256万2,000円の増額となっております。職員給与費において、職員数の組みかえにより1,107万4,000円増加、老

人医療費助成事業においては、老人保健制度から後期高齢者医療制度への移行により9,120万9,000円減額、乳幼児等医療費助成事業においては、子ども医療費助成事業の新設により5,238万6,000円減額、後期高齢者医療費助成事業につきましては、4月からの制度開始に伴い1億1,608万1,000円増額、精神障がい者医療費助成事業につきましては、障がい者医療費助成事業から事業を分離したことにより新規に1,279万8,000円を計上し、子ども医療費助成事業につきましても、給付対象者を現行の入院・通院8歳未満から中学校卒業までとすることなどにより、新たに事業を設けたことにより1億1,228万円を新規計上したことによるものであります。

94ページ、95ページをお願いいたします。

目5.国民年金費、本年度予算額507万4,000円、対前年度比較で10万7,000円の減額となっております。

96ページ、97ページをお願いします。

目6.地域振興費、本年度予算額8,094万7,000円、対前年度比較で1,836万8,000円の増額となっております。増額の主な要因は、職員給与費では418万4,000円の減額となっておりますが、国際交流事業においては、国際交流事業特別会計への繰出金計上により140万9,000円増加、まちづくり活動推進事業につきましては、101ページの協働費においてまちづくり道具箱整備事業1,900万円を新規計上したことによるものであります。

100ページ、101ページをお願いします。

町民活動支援センター整備に向け、町民活動支援センター整備事業としまして、町民活動支援センター検討委員会委員報償金23万6,000円、まちづくりアドバイザー委託料35万5,000円等を新規計上いたしました。

102ページ、103ページをお願いします。

項2.児童福祉費、目1.児童福祉総務費、本年度予算額1億1,675万円、対前年度比較で502万3,000円の増額となっております。増額の主な要因は、一般管理事業において、病児・病後児保育委託料600万円を計上したことによるものであります。

108ページ、109ページをお願いします。

目2.児童措置費、本年度予算額2億1,475万7,000円、対前年度比較70万1,000円の増額となっております。内容につきましては、児童手当に係る経費を計上しております。

目3.母子福祉費、前年度と同額の1,224万円を計上しております。内容につきましては、町単独の児童扶養手当としての扶助費であります。

目4.保育園費、本年度予算額4億4,801万2,000円、対前年度比較2,499万1,000円の増額となっております。増額の主な要因は、職員給与費において1,803万6,000円の増額、保育施設整備事業においては、西保育園未満児室テラス改修工事費、北保育園藤棚改修工事費等の計上によ

り430万円増加となったことによるものであります。

116ページ、117ページをお願いします。

項3.目1.災害救助費、前年度と同額の10万円を計上しております。これは大口町災害見舞金支給要綱により、居住用の建物が火災、風水害、地震等による被害があった場合、全焼・全壊時には10万円、半焼・半壊時には5万円を災害見舞金として支給するものであります。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費、本年度予算額7,533万6,000円、対前年度比較で869万5,000円の減額となっております。減額の主な要因は、職員給与費で822万6,000円の減額、健康づくり推進事業においては、平成19年度には健康おおくち21の中間評価に伴う健康実態調査委託料182万円が計上されていたことによるものであります。

118ページ、119ページをお願いします。

目2.予防費、本年度予算額4,760万9,000円、対前年度比較で4,497万2,000円の減額となっております。減額の主な要因は、予防接種事業においては、風疹・麻疹の予防接種が中学校1年生及び高校3年生に対し新たに追加されたことなどにより476万9,000円増加しておりますが、121ページの健康診査事業においては、医療制度改革により、これまでの基本健康診査から特定健康診査に移行し、国民健康保険加入者に係る特定健康診査については国民健康保険特別会計に計上したことにより、平成19年度に計上されておりました基本健康診査委託料4,862万円が減額となったことによるものであります。

122ページ、123ページをお願いします。

目3.保健センター費、本年度予算額8,869万7,000円、対前年度比較で812万6,000円の増額となっております。増額の主な要因は、職員給与費では235万4,000円増加、母子保健事業において、127ページの妊婦乳児健康診査委託料としまして、妊婦健康診査について、平成19年度途中において4回から7回に健診回数を追加し、平成20年度も同様の7回分の健診委託料を計上したことにより妊婦乳児健康診査委託料が471万1,000円増加し、さらに平成19年度途中に開始した一般不妊治療費補助金50万円を新規計上したことによるものであります。

128ページ、129ページをお願いします。

目5.健康文化センター費、本年度予算額5,857万8,000円、対前年度比較で1,652万8,000円の増額となっております。増額の主な要因は、健康文化センター管理事業については、平成20年4月から指定管理者制度を導入することにより、健康文化センター管理運営委託料がこれまでの施設に係る保守点検委託料等、個別の委託料と比較し1,813万3,000円増加したことによるものであります。

なお、指定管理者制度導入により、平成19年度において、款10.教育費、項4.社会教育費、目7.健康文化センター費に健康文化センター4階の研修センター管理事業138万2,000円を、ま

た款10.教育費、項5.保健体育費、目4.健康文化センター費には健康文化センター5階のトレーニングセンター管理事業3,560万8,000円を計上しておりましたが、平成20年度においてはいずれも廃目となっており、歳出のみで比較いたしますと、指定管理者制度導入により、当初予算ベースでは、平成19年度と比較し、実質2,046万2,000円の減額となっております。

180ページ、181ページをお願いします。

款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費、説明欄の6行目でございますが、幼稚園就園奨励費補助金として1,602万9,000円を計上いたしております。

以上で、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算の歳出に係る健康福祉部所管分の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて、環境建設部長、説明をお願いします。

環境建設部長（近藤則義君） 議長さんより御指名をいただきましたので、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算歳出のうち環境建設部所管分につきまして、その内容の説明をさせていただきます。

まず初めに、平成20年度環境建設部所管の当初予算の概要について述べさせていただきます。

平成17年度に議決をいただきました、第6次大口町総合計画の基本理念であります「みんなで進める 自立と共助のまちづくり」をもとに、町民の方々が安心できる生活の基盤づくりを進めてまいります。

初めに、環境経済課についてでございます。

昨年3月末に完成しました資源リサイクルセンターにつきましては、町民の方々の利用が徐々に増加しており、分別に対する意識も高まっているものと思います。また、焼却ごみ減量の一環といたしまして、スタンプカード制により、家庭から排出される資源ごみ分別の徹底を図るものであります。資源ごみ回収事業助成金につきましては、新年度から有価で売却できる資源すべてについて助成するものであります。犬山市・江南市・大口町・扶桑町の2市2町で構成する尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議の準備室を本年4月1日から発足するため、負担金をお願いするものであります。また、地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システム設置に対する支援を新年度も引き続き行ってまいります。

全町農業公園構想につきましては、環境・景観・交流・健康・教育の5Kを基本に、植物性の廃油精製によるBDF事業に取り組みます。また、尾北自然歩道の本年度の整備につきましては、新田橋から下流の平和橋までの整備を計画いたしております。

次に、建設課でございます。

町民の方々の暮らしの利便性や安全性を高めるため、道路、河川、橋梁について、本年度も計画的に施行していきます。橋梁関係では、大口橋橋梁予備設計委託と堀尾橋橋梁拡幅工事を

施工してまいります。河川改修では、排水路の拡幅改修工事を施工してまいります。また、新川流域水害対策として、調整池整備工事を施工してまいります。

続きまして、都市開発課でございます。

街路事業につきましては、都市計画道路小口線の予備設計・路線測量を行います。なお、愛知県より都市計画道路愛岐南北線の用地取得交渉の委託を受けており、平成20年度も積極的に用地の確保をしてまいります。また、国道41号、北尾張中央道、江南大口線、愛岐南北線、斎藤羽黒線については、今年度も積極的に整備促進を国・県に要望してまいります。土地区画整理事業では、中小口地区事業計画認可申請書作成などを実施してまいります。国土調査事業につきましては、新年度も引き続き、垣田・さつきヶ丘地区、秋田地区の調査事業を推進してまいります。公園関係では、堀尾跡公園の裁断橋の塗装工事を実施してまいります。緑化推進事業につきましては、ことしで第60回となります愛知県植樹祭を5月に大口中学校で開催してまいります。

次に、下水道課でございます。

郷浦排水路工事を新年度も引き続き実施してまいります。また、下水道の地震対策として、下水道地震対策調査を実施してまいります。下水道建設関係の右岸流域につきましては、下小口一丁目・二丁目・三丁目の一部を供用開始し、そして中小口地区の下水道工事を進めてまいります。左岸流域につきましては、御供所、萩島一丁目、外坪一丁目の下水道工事を進めてまいります。また、舗装工事については、順次行ってまいります。

以上で、環境建設部の概要とさせていただきます。

それでは、環境建設部所管分の一般会計予算のうち歳出につきまして、その内容を平成20年度予算に関する説明書により説明させていただきます。

126ページ、127ページをお願いいたします。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目4.環境衛生費、本年度予算額3,032万1,000円、対前年度比較で393万6,000円の増額となっております。増額の主な要因は、愛北広域事務組合火葬事業運営費負担金が341万9,000円増額となったことによるものでございます。

130ページ、131ページをお願いいたします。

項2.清掃費、目1.塵芥処理費、本年度予算額1億8,466万8,000円、対前年度比較で290万9,000円の減額となっております。減額の主な要因は、可燃ごみ収集業務委託料で108万8,000円、在宅医療廃棄物処理手数料で119万1,000円、江南丹羽環境管理組合負担金で94万9,000円がそれぞれ増額。さらに、新規となります可燃ごみ収集手数料徴収委託料で235万円の増額となっておりますが、可燃ごみ収集事業の消耗品費で916万9,000円の減額となったためであります。

目2.循環型社会形成費、本年度予算額8,038万7,000円、対前年度比較で1,179万8,000円の増額となっております。増額の主な要因は、リサイクルセンターに1名臨時職員の増員により158万5,000円の増額、新規事業として、資源ごみ分別に係る報償金で553万1,000円の増額、容器包装プラスチック類処理業務委託料が156万1,000円、有機資源（剪定枝）再生委託料が287万8,000円、新規分といたしまして、ごみ減量協力者看板作成委託料で95万円それぞれ増額、さらに資源ごみ回収事業助成金が920万円の増額であります。減額では、前年度、上小口区不燃物集積場用地購入に伴い975万6,000円の減額となっております。

134ページ、135ページをお願いいたします。

目3.し尿処理費、本年度予算額4,822万8,000円、対前年度比較で830万1,000円の減額であります。減額の要因につきましては、し尿くみ取り助成金242万8,000円、愛北広域事務組合し尿処理場運営費等負担金587万3,000円それぞれ減額となったことによるものでございます。

款5.労働費、項1.目1.労働諸費、本年度予算額634万6,000円、前年度と同額でございます。

136ページ、137ページをお願いいたします。

款6.項1.農業費、目1.農業委員会費、本年度予算額527万3,000円、対前年度比較で113万8,000円の減額であります。減額の主な要因は、庁舎備品購入費82万3,000円が減額となったことによるものでございます。

138ページ、139ページをお願いいたします。

目2.農業総務費、本年度予算額4,010万6,000円、対前年度比較で347万6,000円の増額となっております。増額の要因は、職員給与費で191万5,000円の増額、賃金で156万1,000円の増額によるものでございます。

目3.農業振興費、本年度予算額2,501万4,000円、対前年度比較で290万1,000円の増額となっております。増額の主な要因は、農業公園構想用備品購入費367万5,000円を計上したことによるものでございます。

142ページ、143ページをお願いいたします。

目5.農地費、本年度予算額5,794万1,000円、対前年度比較で275万8,000円の減額であります。減額の主な要因は、仲沖地区の土地改良事業が終了したため、大口町土地改良区補助金で427万5,000円の減額、単独土地改良事業県補助の工事請負費で210万円の増額が主なものでございます。

144ページ、145ページをお願いいたします。

目6.農村環境費、本年度予算額1,214万9,000円、対前年度比較で166万8,000円の減額であります。これは、農業集落家庭排水事業特別会計繰出金が減額となったことによるものであります。

146ページ、147ページをお願いいたします。

款7.項1.商工費、目2.商工業振興費、本年度予算額1億7万6,000円、対前年度比較で1,333万3,000円の増額となっております。増額の要因は、商工業振興資金融資保証料が増額となったことによるものであります。

目3.観光費、本年度予算4,630万1,000円、対前年度比較で1,239万5,000円の増額となっております。増額の主な要因は、尾北自然歩道管理事業において、新規事業としまして五条川堤桜保存事業協働委託料が60万円増加、また、尾北自然歩道環境整備工事費で894万8,000円増額となったことによるものでございます。

150ページ、151ページをお願いいたします。

款8.土木費、項1.土木管理費、目1.土木総務費、本年度予算額6,871万4,000円、対前年度比較で29万1,000円の減額計上であります。

152ページ、153ページをお願いいたします。

項2.道路橋りょう費、目1.道路橋りょう維持費、本年度予算額1億1,628万1,000円、対前年度比較で294万4,000円の減額であります。減額の要因は、工事請負費が300万円減額となったことによるものでございます。

目2.道路新設改良費、本年度予算額1億3,254万1,000円、対前年度比較で1,587万7,000円の増額となっております。増額の主な要因は、道路改良工事費で500万円の減額であります。町単独道路整備事業の委託料で576万7,000円、物件補償費で1,460万円それぞれ増額となったためであります。

目3.橋りょう新設改良費、本年度予算額4,960万8,000円、対前年度比較で3,360万8,000円の増額となっております。増額の主な要因は、堀尾橋橋りょう拡幅工事費で4,000万円を新規計上したためであります。

項3.河川費、目1.河川総務費、本年度予算額1億5,214万1,000円、対前年度比較で1億1,475万7,000円の増額となっております。増額の要因は、河川等改修工事費で800万円の増額、流域水害対策として調整池の詳細設計を前年度に終了しましたので1,820万円の減額、この詳細設計による調整池整備工事で1億2,500万円新規で計上したためであります。

156ページ、157ページをお願いいたします。

項4.都市計画費、目1.都市計画総務費、本年度予算額5,910万5,000円、対前年度比較で1万4,000円の増額となっております。増額の主な要因は、職員給与費で122万3,000円の増額、都市計画基礎調査委託料で111万3,000円の減額となったことによるものであります。

158ページ、159ページをお願いいたします。

目2.街路事業費、本年度予算額1,004万8,000円、対前年度比較で982万8,000円の増額となっ

ております。増額の要因は、新規として都市計画道路小口線測量設計業務委託料が増加したことによるものでございます。

目3.土地区画整理費、本年度予算額241万5,000円、対前年度比較で1,626万円の減額であります。減額の要因は、中小口土地区画整理事業の区画整理設計委託料1,133万5,000円、物件補償調査委託料734万円が前年度で終了したため、それぞれ減額となっておりますが、新規分として、同地区の事業計画認可申請書作成等業務委託料241万5,000円を計上したことによるものであります。

目4.国土調査費、本年度予算額1,512万3,000円、対前年度比較で142万8,000円の減額であります。減額の主な要因は、国土調査事務等委託料が114万円減額となったことによるものでございます。

目5.公園事業費、本年度予算額4,235万円、対前年度比較で34万2,000円の増額となっております。増額の主な要因につきましては、工事請負費で下水道接続工事を前年度に終了しましたので210万円の減額、さらに小口城址公園補修工事費が100万円減額となっておりますが、新規工事といたしまして、堀尾跡公園塗装工事費420万円を計上したことによるものであります。

162ページ、163ページをお願いいたします。

目6.緑化推進事業費、本年度予算額1,433万1,000円、対前年度比較で1,237万6,000円の増額となっております。増額の要因は、新設大口中学校で開催する愛知県植樹祭の植樹事業委託料で1,150万円、さらに緑化推進委員会負担金で250万円、それぞれ増額したことによるものであります。

目7.雨水排水路費、本年度予算額4,070万円で前年度と同額でございます。工事については、延長150メートルを施行するものであります。

164ページ、165ページをお願いいたします。

目8.公共下水道費、本年度予算額4億2,856万4,000円、対前年度比較で1,602万6,000円の減額となっております。公共下水道事業特別会計繰出金が減額となったことによるものであります。

項5.住宅費、目1.住宅管理費、本年度予算額1,102万7,000円、対前年度比較で2,322万9,000円の減額であります。減額の主な要因は、町営住宅管理事業の新規分として、小口住宅の下水道接続工事費430万5,000円増額となっておりますが、火災警報器設置工事費178万7,000円、外壁改善工事費1,706万円が前年度で終了したため減額、さらに耐震改修促進計画策定業務委託料935万円につきましても前年度で終了したため、減額となったことによるものであります。

以上で、一般会計歳出予算の環境建設部所管分の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて、教育部長、説明願います。

教育部長（鈴木宗幸君） 議長より指名をいただきましたので、説明に入らせていただきます。

説明に入ります前に、まことに申しわけございませんが、訂正箇所がございますので、訂正をいただきたいと存じます。

事項別明細書の207ページをお開きいただきたいと思います。

下から11行目、保守点検委託料の5、「自動車庫」と印刷をされておりますが、「車」の文字を削っていただきまして、「自動庫」に御訂正をいただきたいと存じます。

もう1カ所ございまして、2カ所目は211ページでございます。

211ページをお開きいただきまして、ほぼ中央でございますが、先ほどの訂正と同様、保守点検委託料の5、「自動車庫」の印刷をされておりますが、「車」の文字を削っていただきまして、「自動庫」に御訂正をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

以上で、訂正箇所の説明をさせていただきました。

それでは初めに、平成20年度教育部所管の一般会計予算の概要について述べさせていただきます。

学校教育関係では、「みんなでつくる中学校」「20年4月の開校」を合言葉に統合中学校建設にと、議員の皆様を初め、明日の学校づくり検討委員会の皆様、町執行部、職員が一体となり努力を重ねてまいりました。平成19年度において、議員の皆様には第1・2工区とも大変御心労をおかけいたしました。皆様の心温まる御理解と御協力によりまして着々と工事が進み、校舎におきましては去る2月29日に引き渡しを受け、3月23日に大口町立大口中学校校舎完成式を執行する運びとなりました。このことに対し心より感謝申し上げます。新年度も最善を尽くしていく覚悟でございます。御支援と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

新年度は、昨年に引き続き、第2工区として屋外プール、テニスコート、野球場の建設、植栽工事、平和の礎の移設工事と継続して工事を進め、また、第3工区として既設校舎の取り壊し、造成工事等をしてまいります。

新生大口中学校は、教科センター方式という新しい授業がいよいよ始まりますので、地域の学校として、町民を初め関係の皆様の御支援をいただき、進めてまいります。

教育委員会では、これまでと同様、活力ある学校づくりを目指し、特色ある学校づくり事業を積極的に支援するとともに、各学校が学校評議員制度を活用し、地域住民の意向を把握し、反映し、協力を得、開かれた学校運営を推進されるよう支援をしていきたいと考えております。

学校は、子供たちがともに学び、夢を語り、ともに鍛え、友情をはぐくむ場所であり、また、地域の豊かな自然と出会い、地域の人々と出会い、地域の伝統や歴史と出会い、それらとともに生きる場所でもあります。そこで学ぶ生徒たちに、そうした思いを伝えていく学校づくりが必要であると考えています。

続いて、生涯学習課関係でございます。

大口町の生涯学習基本構想の実現を進めたいと考えております。具体的には、町内のさまざまな生涯学習活動団体と協働事業を推進し、さらにはNPO法人のウィル大口スポーツクラブや生涯学習関連の団体に学校施設等を提供し、スポーツ事業、カルチャー事業を支援してまいりたいと考えております。

生涯学習課の新年度では、町民の皆様が快適に使用いただけるように、中央公民館集会室の音響設備の修繕、総合運動場のスピーカー修繕、学共施設の空調設備修繕及びトイレの洋式化、総合運動場、下小口学共及び野外活動施設である、ふれあいの森の下水道への接続等、施設の整備を実施してまいります。

大口町立図書館では、4月より週6日の開館を実施し、住民の皆様にご利用しやすい、そして愛される図書館づくりをしてまいります。

次に、学校給食関係であります。

本年1月25日に開催されました愛知県学校給食研究大会において、本町学校給食センターが共同調理場としては唯一、愛知県教育委員会の表彰を受けました。この表彰は、過去10年間に食中毒の発生がなく、豊かで魅力ある学校給食を実施していることなどが評価されたものでございます。本年もこの表彰を励みとし、地場野菜等を活用、地産地消を積極的に進め、安全・安心でおいしい給食による健康づくりと食の安全確保とともに、農業の持つ重要性を周知、身近な学校給食センターの栄養士による食育・健康の学習をし、子供たちの食べ物に対する関心をより高められるよう、学校と連携をしていきたいと考えております。

以上で概要とさせていただきます。

それでは、引き続き一般会計当初予算で、款10.教育費の主な事業につきまして説明を申し上げます。

事項別明細書の174ページ、175ページをお開きください。

項1.教育総務費、目1.教育委員会費、本年度予算額は254万2,000円で、前年度と同額となっております。この主な内容は、175ページの節13.委託料で教育委員会会議録作成業務委託料68万3,000円であります。昨年に引き続き、テープ起こし作業を委託し、ホームページに公開をしてみたいと考え、計上させていただいております。

次に、目2.事務局費であります。本年度予算額は1億3,032万6,000円で、前年度比776万3,000円の減額となっております。主な内容は、人件費の減と、179ページの節13.委託料では、現在、南小学校では巡回バス下校をバス1台で実施しており、ぎゅうぎゅう詰めの状態で運行をしております。南小学校の低学年児童の下校の安全確保を図るため、バス1台をふやし、スクールバス運行委託料として298万円を計上させていただいております。

次に180ページ、181ページをお願い申し上げます。

目3.学校施設事業基金費、本年度予算額は1億5,000万円で、前年度と同額となっております。これは、町立小中学校の「明日の学校づくり」のために要する施設整備事業の費用を計画的に積み立てるもので、本年度も小学校の校舎の耐震・老朽化等を計画的に整備を進めていくため基金に積み立てていくものでございます。

平成18年度末の学校施設整備事業基金残額は10億3,926万1,000円であり、19年度当初予算の1億5,000万円に12月の補正専決、12月補正・1月補正・3月補正予算の第1・2工区の執行残額として19年度取り崩し総額1億8,699万5,000円を差し引きし、利子を加えますと19年度末の基金残額は10億290万円になります。なお、新年度、統合中学校の建設に向け、3億8,100万円の取り崩しを予定させていただいております。

続いて、項2.小学校費、目1.学校管理費であります。本年度予算額は1億8,013万5,000円で、前年度比3,282万8,000円の増額となっております。主な内容は、187ページをお願い申し上げます。4.施設整備事業、節13.委託料で西小学校校舎の耐震調査を562万8,000円、南小学校校舎の耐震改修等設計を577万5,000円及び大口北部中学校を小学校仕様に変更するための増改築転用実施設計を4,021万5,000円にて委託をしております。また、節15の工事請負費では、北小学校の児童増加に伴い、第2音楽室を普通教室への改修工事として121万8,000円、空調機設置工事として125万円、南小学校の英語教室に空調機設置工事として142万8,000円及び西小学校防球ネット設置工事として253万4,000円を計上させていただいております。5.特色ある学校づくり事業として325万4,000円、各学校が創意工夫を凝らし、教育内容の充実と特色ある魅力的な学校づくりを進めてまいります。

次に190ページ、191ページの目2.教育振興費であります。本年度予算額は1,201万6,000円で、前年度比236万円の減額となっております。

続いて、項3.中学校費であります。目1.学校管理費、本年度予算額は2億377万9,000円で、前年度比1億2,227万8,000円の増額となっております。この主な内容は、197ページをお願いいたします。4.施設整備事業、節15.工事請負費で大口中学校屋内運動場の改修工事費1億1,500万円を計上させていただいております。屋内運動場の外壁塗装、防水、屋根修繕を行ってまいります。

次に198ページ、199ページの目2.教育振興費であります。本年度予算額は2,123万7,000円で、前年度比183万8,000円の減額となっております。

続いて200ページ、201ページをお願いいたします。

目3.学校建設費であります。本年度予算額は6億7,840万9,000円で、前年度比27億4,626万1,000円の減額となっております。新年度では、第2工区においてプール、野球場、テニスコ

ートの残整備工事と平和の礎の移設工事等、及び旧校舎の取り壊し、外周整備工事並びに新大口中学校校歌作成委託を計上させていただいております。平成20年度も教育部一丸となり、引き続き事業を実施してまいります。

続いて、生涯学習課関係でございます。

項4.社会教育費、目1.社会教育総務費であります。本年度予算額は9,353万7,000円で、前年度比1,564万1,000円の増額となっております。この主な内容につきましては、205ページをお願いいたします。節13.委託料で、学共などの施設を地域の拠点とするために、事業経験を生かし、地域が主体となった施設の維持管理を目指す公民館分館活動事業協働委託料として400万円、町内に根づいた活動を支援し、各種団体、児童・生徒との交流を深めてまいります。芸能文化事業開催委託料として200万円、子供たちが地域社会の中で放課後や週末等に安全で安心できる遊びや生活の場を確保し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施するもので、町内のNPO団体へ事業委託し、地域の参画を得ながら進めます。放課後子ども教室推進事業委託料として430万円。節19では、昨年に引き続き、日間賀・昼神・下呂・犬山地区において、年1回、日帰りまたは宿泊に対する補助を行います。リフレッシュ・リゾート施設利用助成金600万円を計上させていただいております。

続いて、206ページ、207ページをお願いいたします。

目2.生涯学習施設費であります。昨年までの中央公民館費、学共及び公民館管理並びに町民会館管理費を統合し、本年度は生涯学習施設費として、当初予算額は9,244万1,000円で、前年度比で皆増となっております。主なものは中央公民館施設管理事業で、209ページをお願いいたします。中央公民館放送設備の改修工事費として250万円。公民館分館等管理事業として、秋田・豊田区の空調機及びトイレ改修、下小口区のトイレ改修を行います。公民館分館改修工事費として1,300万円計上させていただいております。

次に、210ページ、211ページの目3.図書館費であります。本年度予算額は4,018万9,000円で、前年度比88万2,000円の増額となっております。この主な内容につきましては、図書館運営事業の7節賃金で臨時職員の雇人料単価上昇によるものでございます。

続いて214ページ、215ページをお願いいたします。

目4.文化財保護費であります。本年度予算額は2,167万7,000円で、前年度比390万7,000円の増額となっております。この主な内容につきましては、文化財保護事業、節13.委託料で過去の出土品の整理を業務委託として200万円計上させていただいております。

続いて、218ページ、219ページをお願いいたします。

目5.学共及び公民館管理費、目6.町民会館費、目7.健康文化センター費及び目10.中央公民館費は廃目であります。

項5.保健体育費、目1.保健体育総務費であります。本年度予算額は4,909万9,000円で、前年度比394万7,000円の増額となっております。

目2.生涯学習施設費は、昨年までの野外活動施設費及び体育施設費を統合し、本年度は生涯学習施設費として、当初予算額は1億499万8,000円でございます。主な内容といたしましては、225ページをお願いいたします。4のグラウンド等管理事業のうち、節15.工事請負費で総合運動場のトイレ5ヵ所を下水道への接続工事費770万円を、5.野外活動施設管理事業のうち、節15.工事請負費で野外活動施設のトイレの下水道への接続工事費として181万5,000円を計上させていただきます。

目3.野外活動施設費、目4.健康文化センター費及び目10.体育施設費は廃目でございます。

続いて、項6.学校給食費、目1.給食センター総務費であります。本年度予算額は3,834万6,000円で、前年度比168万6,000円の増額となっております。この主な内容といたしましては、2.一般管理事業で7節賃金で臨時職員の雇人料単価上昇によるものであります。

続いて、228ページ、229ページをお願いいたします。

目2.給食センター運営費であります。本年度予算額は1億3,906万2,000円で、前年度比1,016万9,000円の増額となっております。この主な内容につきましては、4.学校給食センター施設管理事業として節18.給食センター用備品購入費といたしまして、蒸気ボイラー1台、配送コンテナの更新、そして学校給食管理システム、パソコン1台とソフトの合計で1,035万1,000円を計上させていただきます。

以上で、議案第17号 平成20年度大口町一般会計予算、教育部所管の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 会議の途中ですが、3時5分まで休憩といたします。

（午後 2時52分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時05分）

議長（宇野昌康君） 続いて議案第18号について、総務部長、説明願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは、議案第18号 平成20年度大口町土地取得特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は2,000円で、前年度と同額であります。

なお、予算に関する説明書249ページから255ページに事項別明細書を掲載してございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第18号 平成20年度土地取得特別会計予算の説明とさせていただきます。
議長（宇野昌康君） 続いて議案第19号から議案第23号までについて、健康福祉部長、説明を願います。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、議長さんの御指名を受けましたので、議案第19号 平成20年度大口町介護保険特別会計予算から議案第23号 平成20年度大口町国際交流事業特別会計予算までの説明をさせていただきます。

初めに、議案第19号 平成20年度大口町介護保険特別会計予算について、その内容を説明させていただきます。

予算に関する説明書の259ページ、260ページをお願いします。

歳入から説明させていただきます。

款1.項1.介護保険料、目1.第1号被保険者保険料、本年度予算額1億7,448万6,000円、対前年度比較で896万円の増額となっております。基準月額保険料は3,450円で、第1号被保険者数は3,830人を予定いたしております。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.介護給付費負担金、本年度予算額1億3,708万3,000円、対前年度比較で1,537万円の増額となっております。給付費の支出見込み額を7億7,590万9,000円で見込んでおり、施設サービスにつきましては15%、居宅サービスにつきましては20%分を予算計上いたしております。

項2.国庫補助金、目1.調整交付金、本年度予算額861万2,000円、対前年度比較で377万6,000円の減額となっており、現年分の調整交付金につきましては1.11%分を見込んでおります。

目2.地域支援事業交付金、本年度予算額720万3,000円、対前年度比較で289万7,000円の増額となっております。介護予防事業に対し25%、包括的支援事業、あるいは任意事業に対し40.5%を見込んでおります。

款4.項1.支払基金交付金、目1.介護給付費交付金、本年度予算額2億4,053万1,000円、対前年度比較で2,835万6,000円の増額となっております。40歳から64歳までの第2号被保険者に係る保険料分で、負担率は31%であります。

目2.地域支援事業交付金、本年度予算額394万6,000円、対前年度比較で240万円の増額となっております。国の交付率は、地域支援事業の介護予防事業に対し31%であります。

261ページ、262ページをお願いいたします。

款5.県支出金、項1.県負担金、目1.介護給付費負担金、本年度予算額1億1,506万7,000円、対前年度比較で1,433万9,000円の増額となっております。介護給付費のうち、施設サービスにつきましては17.5%、居宅サービスにつきましては12.5%分を予算計上いたしております。

項3.県補助金、目1.地域支援事業交付金、本年度予算額360万1,000円、対前年度比較で144

万9,000円の増額となっております。県の負担率は、介護予防事業分としまして12.5%、包括的支援事業、あるいは任意事業分としまして20.25%であります。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.介護給付費繰入金、本年度予算額9,698万9,000円、対前年度比較で1,143万5,000円の増額となっております。介護給付費に係る12.5%分でありませう。

目2.地域支援事業繰入金、本年度予算額382万2,000円、対前年度比較で71万7,000円の減額となっております。地域支援事業の繰入金は、全体事業費から国県支出金、支払基金交付金、あるいは利用者負担を差し引いた額を計上しております。

目3.その他一般会計繰入金、本年度予算額5,068万円、対前年度比較で278万2,000円の減額となっております。職員給与費及び介護認定調査、認定審査等の事務費に係る繰入金であります。

項2.目1.基金繰入金、本年度予算額1,147万6,000円、対前年度比較で1,147万5,000円の増額となっております。介護給付費の増加に伴う財源の不足分を補てんするため、介護給付費準備基金からの繰り入れであります。なお、平成20年3月1日現在の基金残高は7,040万1,700円あります。

263ページ、264ページをお願いします。

款8.諸収入、項2.目1.雑入、本年度予算額719万7,000円、対前年度比較で138万2,000円の減額となっております。減額の主な要因は、介護給付費介護計画作成事務費収入の減少によるものであります。

265ページ、266ページをお願いします。

歳出について説明させていただきます。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費 本年度予算額4,244万1,000円、対前年度比較で298万2,000円の減額となっております。減額の主な要因は、職員給与費によるものであります。

267ページ、268ページをお願いします。

項2.目1.介護認定審査会費、本年度予算額281万2,000円、対前年度比較で18万4,000円の減額となっております。

目2.認定調査等費、本年度予算額473万7,000円、対前年度比較で38万4,000円の増額となっております。

269ページ、270ページをお願いします。

款2.保険給付費、項1.目1.介護サービス等給付費、本年度予算額7億4,619万5,000円、対前年度比較で8,372万1,000円の増額となっております。増額の主な要因は、居宅介護サービス給

付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費及び介護予防サービス計画給付費の増加であります。なお、居宅介護サービス給付費を3億1,779万6,000円、施設介護サービス給付費を3億1,101万9,000円、介護予防サービス給付費を8,443万円、地域密着型介護サービス給付費を3,294万1,000円見込んでおります。

項3.目1.高額介護サービス等費、本年度予算額は前年度と同額の672万円を計上しております。

271ページ、272ページをお願いいたします。

項4.目1.市町村特別給付費、本年度予算額333万円、対前年度比較で7万円の減額となっております。介護用品購入支援費及び介護保険在宅サービス利用支援費として、低所得者に対する通所系のサービスに係る食費等の支援費を計上いたしております。

項5.目1.特定入所者介護サービス等給付費、本年度予算額2,188万9,000円、対前年度比較で347万4,000円の増額となっております。所得の低い施設入所者の居住費及び食費に係る給付費であります。

款3.地域支援事業費、項1.介護予防事業費、目1.介護予防特定高齢施策費、本年度予算額1,168万2,000円、対前年度比較で790万円の増額となっております。要支援または要介護の状態になるおそれのある特定高齢者を対象にした介護予防に係る事業費であります。増額の要因は、これまで老人保健法に基づく基本健康診査と一体的に実施してまいりました生活機能評価につきましては、基本健康診査が特定健康診査に変わることにより、特定高齢者候補基本健康診査委託料として650万5,000円を新たに介護保険特別会計に計上することとしたことによるものであります。

目2.介護予防一般高齢施策費、本年度予算額150万6,000円、対前年度比較で5万1,000円の減額となっております。一般高齢者を対象とした介護予防に係る事業費であります。

273ページ、274ページをお願いします。

項2.目1.包括的支援事業費、本年度予算額1,629万1,000円、対前年度比較で50万8,000円の増額となっております。地域包括支援センターの運営等に係る経費であります。

項3.目1.任意事業費、本年度予算額57万6,000円、対前年度比較で22万9,000円の増額となっております。家族介護支援、住宅改修支援等の経費であります。

275ページ、276ページをお願いします。

款4.項1.目1.財政安定化基金拠出金、本年度予算額は前年度と同額の72万円を計上しております。給付費の財源不足に備えまして、国・県・市町村がそれぞれ3分の1ずつを拠出するものであります。

279ページから284ページに給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照いただきたい

と思います。

以上で、議案第19号 平成20年度大口町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続いて、議案第20号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計予算について、その内容を説明させていただきます。

説明書の288ページ、289ページをお願いします。

歳入から説明させていただきます。

平成20年度の一般被保険者につきましては4,870人、その世帯数につきましては2,550世帯、退職被保険者につきましては400人、その世帯数につきましては200世帯で予定をいたしております。また、課税限度額につきましては、医療分につきましては、現行の56万円を47万円、高齢者支援金分につきましては、新規計上で上限額12万円、介護分につきましては、現行どおりの9万円で予定をいたしております。

款1.項1.国民健康保険税、目1.一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額4億4,100万円、対前年度比較で2,500万円の増額となっております。増額の要因は、平成20年度からの後期高齢者医療制度の開始により、一般被保険者に係る医療給付費課税分は減少するものの後期高齢者支援金分が新たに加わることによりものであります。

目2.退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額5,310万円、対前年度比較で1億3,550万円の減額となっております。減額の要因は、医療制度改革に伴い、退職被保険者については、対象者が平成20年4月からは現在の75歳未満から65歳未満の方が対象となり、これにより退職被保険者数が平成19年度の1,900人から平成20年度は400人に減少することによるものであります。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.療養給付費等負担金、本年度予算額3億454万9,000円、対前年度比較で294万8,000円の増額となっております。増額の要因は、老人保健医療費拠出金負担金につきましては、後期高齢者医療制度への移行により減額となりますが、退職被保険者から一般被保険者への移行により療養給付費負担金が増額となることによるものであります。

目2.高額医療費共同事業負担金、本年度予算額683万8,000円、対前年度比較161万6,000円の増額となっております。増額の要因は、退職被保険者から一般被保険者への移行により、一般被保険者が増加することによるものであります。

290ページ、291ページをお願いいたします。

目3.特定健康診査等負担金、本年度予算額228万円を新規計上いたしております。特定健康診査の基本項目に係る費用について国が3分の1を負担するもので、国が示している補助額が40歳から64歳については1,760円、65歳から74歳については880円で、それぞれ受診見込み数を

乗じて計上しております。

項2.国庫補助金、目1.財政調整交付金、本年度予算額1,514万円、前年度と同額を計上いたしております。

款4.項1.目1.療養給付費交付金、本年度予算額1億4,298万4,000円、対前年度比較で3億8,001万7,000円の減額であります。減額の要因は、医療制度改革に伴う退職被保険者数の減少によるものであります。

款5.項1.目1.前期高齢者交付金、本年度予算額3億1,000万円を新規計上いたしております。これは医療制度改革に伴い、前期高齢者、いわゆる65歳から74歳までの加入率が高い保険者に交付され、国保加入者数に国から示された金額を乗じた額を計上いたしております。なお、逆に前期高齢者の加入率が低い保険者については、拠出金を支出するという仕組みになっております。

款6.県支出金、項1.県負担金、目1.高額医療費共同事業負担金、本年度予算額683万8,000円、対前年度比較で161万6,000円の増額となっております。国庫負担金と同額を計上いたしております。

目2.特定健康診査等負担金、本年度予算額は国庫負担金と同額の228万円を新規計上いたしております。

292ページ、293ページをお願いいたします。

項2.県補助金、目1.県費補助金、本年度予算額5,253万3,000円、対前年度比較で521万7,000円の減額となっております。減額の主な要因は、県の調整交付金のうち被保険者に係る健康増進事業補助金が特定健康診査の開始により、見直しがされたことによるものであります。

款7.項1.共同事業交付金、目1.高額医療費共同事業交付金、本年度予算額2,500万円、対前年度比較で500万円の増額となっております。この要因は、退職被保険者の一部が一般被保険者へ移行することによるものであります。

目2.保険財政共同安定化事業交付金1億6,000万円、対前年度比較で3,000万円の増額となっております。この要因は、退職被保険者の一部が一般被保険者へ移行することによるものであります。

款8.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、本年度予算額1億5,431万1,000円、対前年度比較で2,366万円の減額となっております。減額の主な要因は、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金の減額によるものであります。

294ページ、295ページをお願いします。

款9.項1.繰越金、目2.その他繰越金、本年度予算額5,000万円、前年度繰越金を計上いたしました。

296ページ、297ページをお願いします。

歳出について説明をさせていただきます。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、本年度予算額3,870万1,000円、対前年度比較で779万3,000円の減額となっております。減額の主な要因は、給与費の組みかえにより職員給与費で580万1,000円増額となったものの、平成19年度においては、国民健康保険システム改修委託料1,197万円の新規計上があったことによるものであります。

298ページ、299ページをお願いいたします。

款2.保険給付費、項1.療養諸費、目1.一般被保険者療養給付費、本年度予算額8億5,000万円、対前年度比較で3億2,000万円の増額となっております。これは医療制度改革等により、退職被保険者から一般被保険者に移行する方が増加することによるものであります。被保険者数4,870人、1人当たり17万4,538円で計上いたしております。

300ページ、301ページをお願いいたします。

目2.退職被保険者等療養給付費、本年度予算額1億5,000万円、対前年度比較で3億8,000万円の減額となっております。これは、医療制度改革による退職被保険者数の減少によるものであります。被保険者400人、1人当たり37万5,000円で計上いたしております。

目3.一般被保険者療養費、本年度予算額2,000万円、対前年度比較1,000万円の増額となっております。これは医療制度改革等により、退職被保険者から一般被保険者に移行する方が増加することによるものであります。1人当たり4,107円で計上いたしております。

目4.退職被保険者等療養費、本年度予算額250万円、対前年度比較で950万円の減額となっております。これは、医療制度改革による退職被保険者数の減少によるものであります。1人当たり6,250円で計上いたしております。

項2.高額療養費、目1.一般被保険者高額療養費、本年度予算額1億円、対前年度比較で4,000万円の増額となっております。これは医療制度改革等により、退職被保険者から一般被保険者に移行する方が増加することによるものであります。1人当たり2万534円で計上いたしております。

目2.退職被保険者等高額療養費、本年度予算額1,000万円、対前年度比較で4,000万円の減額となっております。これは、医療制度改革による退職被保険者数の減少によるものであります。1人当たり2万5,000円で計上いたしております。

302ページ、303ページをお願いします。

項4.出産育児諸費、目1.出産育児一時金、本年度予算額は平成19年度と同額の1,050万円を計上いたしております。出産育児一時金の額は1人35万円で、30人分を計上いたしております。

項5.葬祭諸費、目1.葬祭費、本年度予算額300万円、対前年度比較で200万円の減額となって

おります。これは医療制度改革により、75歳以上の方については後期高齢者医療の対象となることによるものであります。なお、葬祭費の額は1件5万円で、60件分を計上いたしております。

款3.項1.目1.後期高齢者支援金等、本年度予算額1億8,861万1,000円を新規計上いたしております。これは、医療制度改革に伴う後期高齢者医療に対する支援分で、国から示された金額3万5,065円にゼロ歳から74歳までの全国保加入者数に伸び率を見た被保険者数5,379人を乗じた金額であります。

304ページ、305ページをお願いします。

款5.項1.老人保健拠出金、目1.老人保健医療費拠出金、本年度予算額4,184万9,000円、対前年度比較で3億1,315万1,000円の減額となっております。減額の要因は、平成20年4月から、これまでの老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行することによるものであります。なお、平成20年度の老人保健医療費拠出金につきましては、平成20年3月診療分の1ヵ月分となっております。平成19年度拠出金額の12分の1の額と平成18年度精算分を計上いたしております。

目2.老人保健事務費拠出金、本年度予算額40万4,000円、対前年度比較で359万6,000円の減額となっております。後期高齢者医療制度への移行に伴う減額であります。

款6.項1.目1.介護納付金、本年度予算額7,684万5,000円、対前年度比較で1,059万1,000円の減額となっております。減額の要因は、国保から社会保険へ移行する方がふえており、これにより第2号被保険者の減と平成18年度の精算によるものであります。国から示された金額に40歳以上65歳未満の国保加入者を乗じた金額を計上いたしております。

306ページ、307ページをお願いいたします。

款7.項1.共同事業拠出金、目1.高額医療費拠出金、本年度予算額2,735万5,000円、対前年度比較646万6,000円の増額となっております。国保連合会からの通知に基づきまして予算計上をいたしております。増額の理由は、医療制度改革により、退職被保険者が一般被保険者に移行することによるものであります。

目3.保険財政共同安定化事業拠出金、本年度予算額1億6,260万5,000円、対前年度比較2,891万3,000円の増額となっております。国保連合会からの通知に基づきまして予算計上をいたしております。増額の理由は、医療制度改革により、退職被保険者が一般被保険者に移行することによるものであります。

款8.保健事業費、項1.目1.特定健康診査等事業費、本年度予算額1,947万1,000円を新規計上いたしております。40歳以上74歳未満の方を対象に実施する特定健康診査及び特定保健指導に係る経費として、特定健康診査につきましては1,759名分を計上しております。

308ページ、309ページをお願いいたします。

項2.保健事業費、目1.疾病予防費、本年度予算額705万1,000円、対前年度比較で423万2,000円の減額となっております。人間ドック250人分、脳ドック100人分に係る費用を計上しております。減額の理由は、平成19年度においては、特定健康診査実施計画策定業務委託料423万2,000円の計上があったことによるものであります。

目2.保健衛生普及費、本年度予算額は平成19年度と同額の167万8,000円を計上いたしました。健康家庭記念品27万円、健康推進事業委託料30万円などを計上いたしました。

314ページから319ページまで給与費明細書を添付してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第20号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続いて、議案第21号 平成20年度大口町老人保健特別会計予算について、その内容を説明をさせていただきます。

75歳以上の高齢者につきましては、老人保健医療から後期高齢者医療に移行となりますが、平成20年3月診療分及び過誤調整等の事務につきましては、平成20年4月の後期高齢者医療制度施行後も3年間は引き続き老人保健特別会計において処理することとされております。こうしたことから、平成20年度予算につきましては、歳入歳出ともに平成19年度と比較し、大きく減額となっております。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の323ページ、324ページをお開きください。

現在、老人保健の医療費に係る基金、国庫、県費、町費の負担割合につきましては、一定以上の所得のある方、いわゆる現役並み所得のある方の医療費につきましては基金が100%負担することとなっており、一般の所得の方の医療費につきましては、基金が12分の6、国庫が12分の4、県と町がそれぞれ12分の1の負担割合となっております。歳入につきましては、そうした負担割合に基づき、主に平成20年3月診療分について予算を計上いたしております。

款1.項1.支払基金交付金、目1.医療費交付金、本年度予算額7,696万8,000円、対前年度比較6億5,122万9,000円の減額となっております。

款2.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.医療費負担金、本年度予算額4,387万円、対前年度比較3億6,605万7,000円の減額となっております。

款3.県支出金、項1.目1.県負担金、本年度予算額1,096万7,000円、対前年度比較9,151万5,000円の減額となっております。

款4.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、本年度予算額1,096万7,000円、対前年度比較9,151万5,000円の減額となっております。

325ページ、326ページをお願いします。

歳出について説明をさせていただきます。

款1.項1.医療諸費、目1.医療給付費、本年度予算額1億3,724万6,000円、対前年度比11億7,865万2,000円の減額となっております。対象受給者を約1,600人とし、3月診療分及び月おくれ請求分を合わせた見込み額で計上いたしました。

目2.医療費支給費、本年度予算額752万8,000円、対前年度比2,166万4,000円の減額となっております。医療支給費及び現金給付の2月・3月診療分、いわゆる4月、5月支払い分及び高額医療費の1月・2月・3月診療分、いわゆる4月、5月、6月支払い分を見込み計上いたしました。

以上で、議案第21号 平成20年度大口町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号 平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計予算について、その内容を説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、75歳以上の高齢者等を対象とする新たな医療制度が平成20年4月から開始されることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき、新たに特別会計を設置するものであります。

それでは、歳入から説明させていただきます。

説明書の330ページ、331ページをお願いいたします。

款1.項1.目1.後期高齢者医療保険料、本年度予算額1億3,775万円を計上いたしました。保険料の限度額は50万円で、愛知県においては個人均等割額が年額4万175円で、所得割額の算定に用いる所得割率は7.43%で、平成20年度、平成21年度の2年間は変わらないということになっております。年金から徴収となります特別徴収保険料につきましては1,273名分、普通徴収保険料につきましては416名分を計上いたしております。

款3.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.保険基盤安定繰入金、本年度予算額1,978万8,000円を計上いたしました。その内容は、保険料の法定減免7割・5割・2割軽減分と被用者保険の被扶養者に係る保険料凍結による経過措置分相当額についての一般会計からの繰入金であります。

332ページ、333ページをお願いします。

歳出について説明をさせていただきます。

款1.項1.目1.後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億5,753万9,000円を計上いたしました。その内容は、歳入に計上しました後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金相当額を愛知県後期高齢者医療広域連合に納付するものであります。

以上で、議案第22号 平成20年度大口町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

きます。

続きまして、議案第23号 平成20年度大口町国際交流事業特別会計予算について、その内容を説明をさせていただきます。

歳入から説明をさせていただきます。

説明書の337ページ、338ページをお願いいたします。

款1.財産収入、項1.財産運用収入、目1.預金利子、本年度予算額としまして、定期預金利子収入を25万円計上いたしました。これは、平成19年11月から基金の管理方法としまして、決済性預金から定期預金に切りかえたことにより、新たに預金利子が発生するものであります。なお、現在の国際交流事業基金の残高は6,000万円であります。

款2.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、本年度予算額140万9,000円を計上いたしました。

款3.項1.目1.繰越金、本年度予算額37万8,000円を計上いたしました。

339ページ、340ページをお願いいたします。

歳出について説明をさせていただきます。

款1.項1.目1.国際交流費、本年度予算額203万7,000円、対前年度比較175万円の増額となっております。主なものとしまして、国際交流推進実行委員会に対する負担金50万円及び海外研修交付金100万円を計上いたしました。

以上で、議案第23号 平成20年度大口町国際交流事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて議案第24号及び議案第25号について、環境建設部長、説明をお願いします。

環境建設部長（近藤則義君） それでは、議長さんより御指名をいただきましたので、議案第24号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

344ページ、345ページをお願いいたします。

歳入から説明させていただきます。

款1.分担金及び負担金、項1.負担金、目1.公共下水道事業負担金、本年度予算額4,063万円、対前年度比較で7万4,000円の減額であります。供用開始区域を前年度並みと見たためであります。

款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.下水道使用料、本年度予算額1億7,771万1,000円、対前年度比較で1,118万6,000円の増額となっております。増額の主な要因は、接続件数の伸び及び企業の景気がよいため使用料が増加するものと見たためであります。

款3.国庫支出金、項1.国庫補助金、目1.下水道事業費国庫補助金、本年度予算額9,175万円、対前年度比較で925万円の減額であります。減額の要因は、公共下水道事業補助金が2,625万円

増額となりましたが、特定環境保全公共下水道事業補助金で1,650万円、汚水処理施設整備交付金で1,900万円、それぞれ減額となったことによるものでございます。

款4.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、本年度予算額4億2,856万4,000円、対前年度比較で1,602万6,000円の減額であります。減額の要因は、事業費の減額に伴い、一般会計から繰入金を減額するものでございます。

346ページ、347ページをお願いいたします。

款7.項1.町債、目1.下水道事業債、本年度予算額1億8,470万円、対前年度比較で5,030万円の減額となっております。減額は、公共下水道事業債が3,720万円、流域下水道事業債が500万円、特定環境保全公共下水道事業債が810万円、それぞれ減額となったことによるものでございます。

348ページ、349ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、本年度予算額5,160万6,000円、対前年度比較で440万8,000円の増額となっております。増額の主な要因は、人件費で183万7,000円増額、新規分として、下水道地震対策調査委託料で251万円増加したことによるものであります。

350ページ、351ページをお願いいたします。

目2.維持管理費、本年度予算額1億3,444万7,000円、対前年度比較で1,257万2,000円の増額となっております。増額の要因は、委託料のうち水質調査委託料で250万2,000円、下水道台帳作成業務委託料で265万8,000円、下水道使用料徴収業務委託料で263万4,000円それぞれ増額、さらに負担金で、左岸流域下水道維持管理費等で226万5,000円、右岸流域では238万2,000円増額となったことによるものであります。

続いて、352ページ、353ページをお願いいたします。

款2.項1.目1.下水道建設費、本年度予算額4億4,797万7,000円、対前年度比較で8,731万6,000円の減額であります。減額の主な要因は、委託料で新規分として特定環境保全公共下水道の測量実施設計委託料で944万円増額となっておりますが、工事請負費で左岸・特定環境・右岸・汚水公共ます等設置工事費を合わせて8,459万円の減額、さらに負担金で1,446万6,000円減額となったことによるものです。

款3.項1.公債費、目1.元金、本年度予算額1億6,537万1,000円、対前年度比較で560万円の増額となっております。増額の要因は、財務省で218万2,000円の減額となっておりますが、総務省で324万8,000円、公営企業で453万4,000円それぞれ増額となったことによるものです。

354ページ、355ページをお願いいたします。

目2.利子、本年度予算額1億2,007万7,000円、対前年度比較で58万3,000円の増額となって

おります。増額の要因といたしましては、財務省で118万7,000円の減額となっておりますが、前年度未借入分で197万8,000円増額となったことによるものです。

款4.項1.目1.予備費、本年度予算額は500万円で、前年度と同額でございます。

356ページから360ページまで給与費明細書、361ページ、362ページは債務負担行為の調書、363ページから373ページまで地方債の現在高に係る調書をそれぞれ掲載いたしましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第24号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

377ページ、378ページをお願いいたします。

歳入から説明させていただきます。

款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.農業集落家庭排水使用料、本年度予算額1,188万円で、前年度と同額であります。

款3.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、本年度予算額1,214万9,000円、対前年度比較で166万8,000円の減額であります。減額の主な要因は、事業費の減額に伴い、一般会計から繰り入れを減額するものでございます。

379ページ、380ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、本年度予算額620万2,000円、対前年度比較で7万7,000円の増額であります。増額の主な要因は、人件費の増額によるものでございます。

目2.施設管理費、本年度予算額1,732万9,000円、対前年度比較で174万5,000円の減額であります。減額の主な要因は、汚泥収集運搬委託料で150万8,000円、管路調査委託料で84万円それぞれ増額となっておりますが、排水施設維持等工事費で525万円減額となったためでございます。

381ページ、382ページをお願いいたします。

款2.項1.目1.予備費、本年度予算額50万円で、前年度と同額でございます。

383ページから387ページまで給与費明細書、388ページ、389ページは債務負担行為の調書をそれぞれ掲載いたしましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第25号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて議案第26号について、教育部長、説明を願います。

教育部長（鈴木宗幸君） 議長より指名をいただきましたので、それでは議案第26号 平成20年度大口町社本育英事業特別会計歳入歳出予算の説明をさせていただきます。

事項別明細書の393ページ、394ページをお開きください。

まず歳入であります。

款1.教育基金財産収入、項1.財産収入、目1.利子収入であります。本年度予算額は24万円で、前年度と同額であります。これは、基金4,000万円をもとに振りかえ運用することによって24万円の利子収入が見込まれるため、計上したものであります。

次に、款2.繰越金、項1.繰越金、目1.繰越金であります。本年度予算額は83万円で、前年度比11万円の減額となっております。

395ページ、396ページをお願いいたします。

歳出であります。

款1.交付金、項1.奨学交付金、目1.奨学交付金であります。本年度予算額は35万円で、前年度と同額であります。交付の内容につきましては、本町の中学校に在学し、高等学校に進学を希望する者のうちから、奨学資金5万円を7名に授与するものであります。

また、款2.予備費、項1.予備費、目1.予備費であります。本年度予算額は72万円で、前年度比11万円の減額となっております。

以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 続いて議案第27号について、環境建設部長、説明を願います。

環境建設部長（近藤則義君） それでは、議長さんから御指名いただきましたので、議案第27号 大口町道路線の認定についての内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

路線番号605、路線名、町道中小口105号線、起点、小口字宮之前69番10地先、終点、小口字宮之前69番18地先。

裏面は図面となっておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第27号の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

議員提出議案第1号について（提案説明・討論・採決）

議長（宇野昌康君） 日程第5、議員提出議案第1号 大口町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

木野春徳君。

10番（木野春徳君） それでは、議長さんの御指名をいただきましたので、議員提出議案第1号の提案説明を朗読をもってさせていただきます。

議員提出議案第1号

大口町議会会議規則の一部改正について

大口町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

平成20年3月4日提出

提出者	大口町議会議員	木野春徳
賛成者	大口町議会議員	田中一成
	大口町議会議員	柘植満
	大口町議会議員	齊木一三
	大口町議会議員	倉知敏美
	大口町議会議員	酒井久和
	大口町議会議員	吉田正輝

（提案理由）

この案を提出するのは、一般質問の質問回数の制限を撤廃することに伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会会議規則の一部を改正する規則

大口町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第62条中「第54条（質疑の回数）及び」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

議長（宇野昌康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議員提出議案第1号について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第1号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長(宇野昌康君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすからは議案精読のため休会とし、3月7日金曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、3月5日木曜日正午となっておりますので、時間厳守にてお願いをいたします。

それでは大変お疲れさまでございました。御苦労さんでございました。

(午後 4時03分)